

II

明治維新と市井の人々

II 明治維新と市井の人々

1 幕末期の庶民の暮らし

百姓の年貢は藩財政を支える重要な財源だったため、藩は安定した生産量を確保するために、各種の法令を設け、役人による農業指導を行うなど、様々な農政を実施した。江戸時代中頃までの薩摩藩の年貢率は、他藩に比べて高いというわけではなかったが、18世紀後期に藩財政が厳しくなり、農政が大きく変わると、農村の疲弊も急速に進み、幕末期には「八公二民」と言われるほど、多くの百姓が窮迫する状況となった。

しかし、百姓たちは厳しい環境の中でも、信仰や芸能などを心のよりどころとして、力強く生き抜いた。また、百姓など庶民の中には、富を蓄積し、私財を社会資本の整備に提供する者もいた。こうした庶民の営みは、藩財政を支えた柱の一つになり、薩摩藩の明治維新时期における活躍につながった。

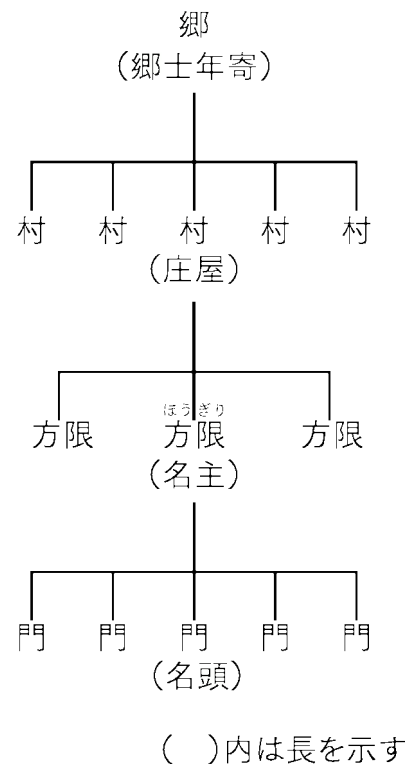
【身分制】

- 農村では、各村に門かどという農業経営体があり、複数の農家から構成されていた。百姓たちは、門単位で一定地域に小集落を作り、名頭みょうとうを中心に日常の農業や生活を協同的に営んだ。

藩は、門を農村支配の基本単位と位置付け、門単位で年貢を割り当てて徴収したり、用夫いぶ(15～60歳の百姓の男子)に夫役ぶやく(公用の労役)を課した。このような薩摩藩の農村支配の仕組みを門割制度かどわりと呼ぶ。

- 薩摩藩では、多くの郷士が百姓とともに生活していたため、百姓が一揆を起こすことが難しく、抵抗は村を離れる流浪や藩外への逃散ちようさんという形で現れ、門自体が成り立たなくなる潰れつぶ門かども出た。¹

<薩摩藩の農政組織>

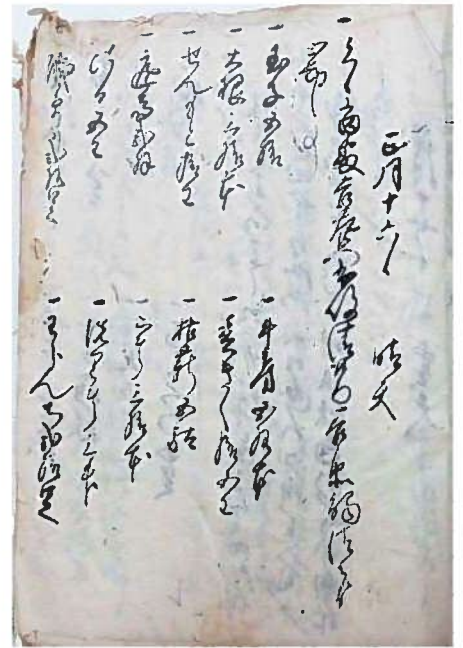


原口虎雄「鹿児島県の歴史」を基に作成

1 尾口義男(前始良市歴史民俗資料館長)

- 慶応4年(1868年)1月、藩の役人が加世田郷(現在の南さつま市加世田)にあった野間権現(島津忠良が崇拝した神社)に代参する際、途中通過する伊作郷(現在の日置市吹上町伊作)に対し、次のとおり食料等の供出の割り当てがあった。このような負担は、年に十数回もあった。

玉子50個、牛蒡50本、大根30本、春菊15把、せんもと10把、枯薪5駄、鶏2羽、山芋30本、ひる5把、洗里芋3升、紙草履20足、草鞋20足、菜15把、人参30本、敷藁8把、生姜10根、松露2升、白貝6升、大鯛2枚、馬草鞋5足、人夫6人、
 「伊作郷暖日帳」【伊作郷御飯屋文書¹・日置市吹上歴史民俗資料館蔵】



【伊作郷暖日帳(慶応4年)
 【日置市吹上歴史民俗資料館蔵】

- 薩摩藩は、17世紀中頃から村の再建や新田開発のため人配と呼ばれる百姓の移住政策を行い、人配された百姓には、一定期間年貢や夫役の軽減等があった。18世紀半ば以降、西目(薩摩半島側)中南部は一貫して人口が増加し、過剰人口に悩む農村が増えた一方、東目(大隅半島、日向国諸県地方)では人口が伸び悩み、広大な未開発の土地があったため、西目から東目への人配が盛んに行われた。当初、藩は人配や御救門割等を行い、農村の救済に努めたが、農村の疲弊を食い止めることができず、1780年前後には支援を停止してしまった。これにより農村の疲弊は一段と進行し、特に、日向国諸県地方から大隅国肝属地方や菱刈地方では、逃散・流浪する百姓が続出し、さらに人配で東目に入った百姓の中にも逃散する者が多く出る事態が起きた。²

- 江戸時代の出水郷(現在の出水市)は、土地が広い割に人口が少なかったため、人口の多い南薩から百姓を移住させて農産物の増産を図った。しかし、思うようにはいかず、肥後藩や人吉藩と国境を接することから大量の逃散があり、労働力の不足に悩んでいた。逃散の続いた欠所を埋めるため、天草からの移民も行われた。

『出水郷土誌 上巻』

- 第11代藩主 島津斉彬は、農村振興にも力を注ぎ、入植地の選定などに配慮しながら集团的・組織的な人配を実施した。例えば、嘉永5年(1852年)からは、肥後国の天草から菱刈地方などへ108家族(524人)が移住し、安政2年(1855年)からは、伊予国の吉田(宇和島藩領)から高岡郷(現在の宮崎市高岡町)へ8家族(47人)が移住した。

しかし、斉彬の急死と幕末維新期の政治的混乱のため、農政の改革は本格的には進まない状況の下、明治時代を迎えることになった。³

1 江戸時代から明治初期の伊作郷地頭飯屋及び伊作村役場における日誌などの公文書。鹿児島県指定文化財。
 2・3 尾口義男(前始良市歴史民俗資料館長)

- 薩摩藩では、百姓は重い年貢を担い、藩が墮胎禁止令を出していることから、困窮した者の中には墮胎を行う者もいたことが窺われ、一般に苦しい生活であったとされてきた。

しかし、人口の推移から見ると、薩摩藩全体では、江戸時代は一時期を除いて、人口が増加傾向にある。この理由としては、温暖な気候のため農作物が育ちやすい環境であることや、山海の産物が豊かであったこと、また、1700年前後に琉球から伝わったさつまいもが人々の食生活を支えたことなどが考えられる。

<薩摩藩の人口の推移>

単位：人

年代	薩摩	大隅	日向諸県郡	奄美地区	合計
寛文年間(1660年代)	178,101	115,459	60,767	31,377	385,704
宝永3年(1706年)	薩隅日全体で461,961			49,472	511,433
明和9年(1772年)	396,963	233,663	89,372	74,910	794,121
寛政12年(1800年)	373,046	177,312	76,971	74,593	701,922
嘉永5年(1852年)	393,572	157,111	74,727	85,125	710,535

尾口義男「薩摩藩と外城と人口」(鹿児島国際大学 講座資料「鹿児島歴史の旅」)より作成
(注)明和9年の統計は合計が一致しないが、藩の資料の数値をそのまま掲載している。

- 江戸時代の身分は基本的に固定化されており、職業についても世襲が原則であったが、例外的に百姓から町人、町人から武士というように移動する事例も見られた。ただし、百姓の娘が町人に嫁ぐ場合も、藩への届が必要であった。
- 身分による厳しい支配の中でも、幕末の地頭の記録には、地頭が農村を見て回る途中で百姓にお茶を求めたところ、食事を準備しようとしたため、お茶を一杯だけもらい、百姓の名前を尋ねたという、地頭と百姓の交流の記述も見られる。

(慶応元年六月)廿七日 快晴、夜入雨、

(前略)今日帰り早く候ニ付野尻之内八所村為見物乗廻しいたし候処、百姓壱人拙者見掛候て其者所へ立寄候て茶給候様申候ニ付立寄候処、飯等馳走之向相見得候得共茶一ツニて帰候、名前承候得ば市之助と申者ニて候、
「名越時敏日史」

【大意】

(慶応元年, 1865年6月)27日 快晴, 夜になって雨

(前略)今日は帰りが早かったので、野尻郷(現在の宮崎県小林市野尻)の八所村を騎馬で見物したところ、百姓1人を見かけたので、そこへ立ち寄り茶をくれるように申し付けたところ、食事を準備しようとする様子だったが、お茶1杯で帰った。名前を尋ねると市之助という者だった。

1 『鹿児島県史料 名越時敏史料二』に収載

- 福山郷（現在の霧島市福山町）の商人 厚地家^{あつち}は、大坂藩邸へ米を調達した功績で、江戸時代中期の安永年間（1770年代）に福山の浦町町人から鹿児島町人になり、さらに福山郷の郷士格になった。安政年間には島津斉彬から国分内野銅山の開発を命じられ、自己資金で鉱山を開発し5万斤（約30トン）弱の銅を納入した。これらの功績が藩に認められ、安政7年（1860年）には福山郷の責任者である郷士年寄^{さむらいなり}に任命された。このような武士の身分を与えられた商人を土成商人と呼ぶ。¹
- 米の流通・販売は藩が管理し、抜米（米の密売）は各郷の役人が取り締まっていたことが穎娃郷^{えい}（現在の南九州市穎娃町）と高山郷^{こうやま}（現在の肝付町の一部）の史料から分かる。

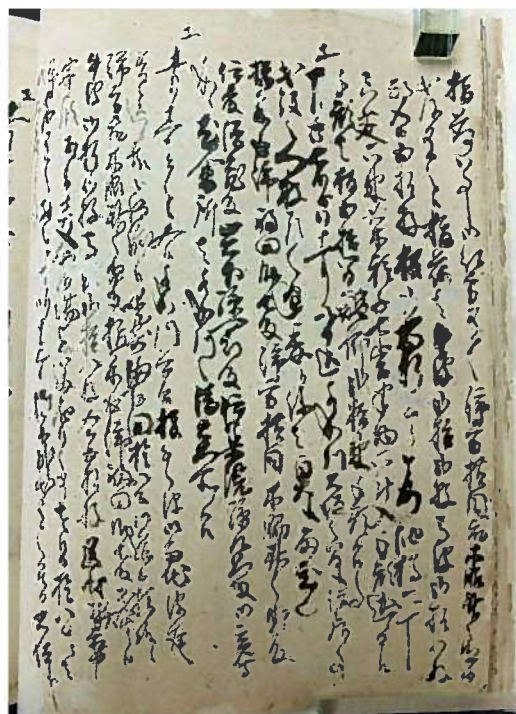
〔穎娃郷〕

寅十月廿七日より同十一月八日迄、水成川・石垣之間へ詰居候事、出役之人数左之通、委ク儀は奥へ留置也、抜米取締福田助七殿・締方横目木脇斉之丞殿・伊藤源蔵殿・岩下孫一郎殿・伊集院孫左衛門殿御立会被成候、尤、会所は水成川之清右衛門所にて候、

〔穎娃郷日帳〕²【黎明館蔵】

【大意】

寅（慶応2年、1866年）10月27日から11月8日まで、水成川と石垣の間に詰めていた。抜米取締の福田助七殿、締方横目の木脇斉之丞殿、伊藤源蔵殿、岩下孫一郎殿、伊集院孫左衛門殿が立ち会われた。場所は水成川の清右衛門の所であった。



〔穎娃郷日帳〕【黎明館蔵】

〔高山郷〕

壬戌正月元日

一 今朝社人中社参、此方同断、此方宅にて三献致旧式候、四ツ時ヨリ御地頭仮屋へ致出勤、出仕相済、諸在へ抜米取締申渡、（以下略）

『守屋舎人日帳 第九卷』³

【大意】

壬戌（文久2年、1862年）正月元日

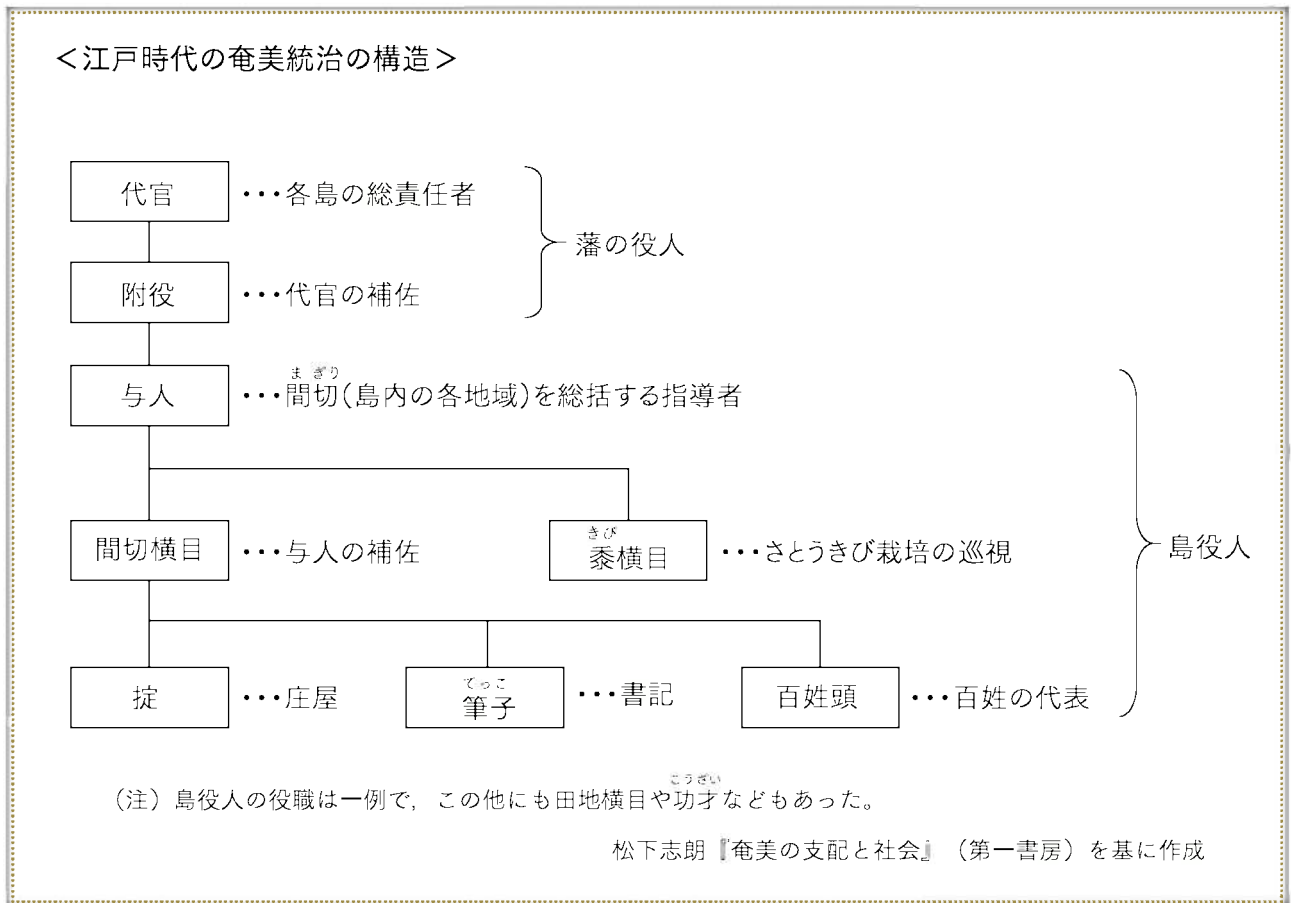
一 今朝、神社の神職たちが参拝、自分も同じく（参拝）。自宅で昔からの式三献をして、四ツ時（午前10時頃）から地頭仮屋に出勤した。そして各農村（の郷士）へ抜米（米の密売）の取り締まりを申し渡した。

1 「薩摩藩の「土成商人」についての一事例」（『西南地域史研究 第七輯』）安藤保（九州大学名誉教授）

2 幕末期の穎娃郷の日誌。穎娃郷の郷政に関する記録。

3 高山郷の上級武士で、郷士年寄（郷の責任者）を務めた守屋家の日誌。秀村選三（九州大学名誉教授）校註。

- 奄美では藩の直接統治が行われ、藩の役人が数年交替で派遣された。代官とその補佐をする附役は藩の役人で、島によって異なるが、沖永良部島代官所（与論島も併せて統治）の場合、代官1名と附役6名が派遣された。しかし、実際の統治は数人しかいない藩の役人だけでは充分に行うことができず、島の各地域の有力者である与人などの島役人の協力を得て行われた。



- 奄美では、与人の服装や髪指かみさしについての規定があったが、安政5年（1858年）にはさらに細かく規定された。また、翌年には、庶民ちやうちんの下駄や提灯の使用を禁止する通達も出されている。
『知名町誌』

【鹿兒島城下の暮らし】

● 文政9年(1826年)における鹿兒島城下の人口は、武士16,794人に対し、町人4,941人で、武士が77%を占めた。城下は上町^{かんまち}、下町^{しもまち}、西田町^{にしだまち}の3つに分けられ、町奉行の支配の下、各町に会所が置かれ、町人から町年寄が任命された。¹また、城下は多くの店や市場などで賑わっていた。

・ 文化5年(1808年)の鹿兒島城下の下町には、藩に納税している業種として多い順に、焼酎屋53軒、酒屋20軒、味噌・酢・醤油屋20軒、油屋18軒、質屋^{びんつけ}と鬘付(日本髪が乱れないように髪を固めるために付ける油)屋が各17軒、糶屋^{こうじ}16軒があった。このほか、納税していない業種として、細物屋^{こまもの}、荒物屋、木屋、綿屋、八百屋、魚屋があった。²

・ 天保9年(1838年)の「薩摩国御巡検使書上」^{ごじゆんけんしかきあげ}によると、鹿兒島城下の3町では、毎月3・6・9の付く日に定期市が開かれ、年間108日あった。『吹上郷土誌 通史編二』



1 『鹿兒島県史料集(1) 薩藩政要録』
2 『鹿兒島県史料 薩摩藩法令史料集一』

● 薩摩藩は、藩外の者が入境することを制限し、商業活動は自由にできなかった。しかし、第8代藩主 島津重豪^{しげひで}は、鹿児島城下の商業の発達を図るため、藩外商人の招致を行った。

- 山形出身で、大坂において紅花^{べにばな}(染料の原料)仲介や、呉服(絹織物)、太物(綿織物)の商売をしていた山形屋源衛門^{やまかたや}は、重豪の商人招致策を知り、安永元年(1772年)に鹿児島に移住し、商売を始めた。これが現在、鹿児島の老舗デパートである山形屋の起源である。¹

● 鹿児島城下の上町^{かんまち}、下町^{しもまち}の町人には、水手役^{かこやく}が課された。水手役は、藩御用船の乗組員になる課役で、長期間の海上輸送に従事し、藩からは米を与えられる夫役であった。家の働き手が長期間不在になり、場合によっては病気や遭難の可能性も高かったことから、課された家の負担は大きかった。水手を出さない場合は、水手一人につき銀55枚を納めなければならなかった。【吹上郷土誌 通史編二】

● 文政3年(1820年)に、伊作郷^{いざく}の温泉で湯治をしていた鹿児島田上村^{なご}の名子が盗難に遭っている。この時の被害は、拵脇差^{こしらえわきざし}1本、裕羽織1着、男綿入1着、博多織の男帯1筋、キセル1本、銭400文等であった。このように、城下の百姓には、湯治に出かける経済的余裕のある者もいた。【吹上郷土誌 通史編二】

● 六月灯^{*}は、第2代藩主 島津光久が、城下の新照院^{しんしょういん}に観音堂を建立した際、灯籠を寄進したことに始まるとされる。これに倣って町人も地域の寺社に灯籠を寄進するようになり、六月灯は町人によって広められた。

* 旧暦6月の夜、各寺社が日を決めて、檀家や氏子が寄進した灯籠を灯す夏祭り。

島津斉彬とガス灯

集成館事業では、石炭を用いたガス灯の実用化が検討された。斉彬は、ガス灯を普及させることで「人々は油の費用が必要なくなり幸せではないか」と述べ、その構想には人々の生活を向上させる目的もあった。

(安政四年閏五月廿日)

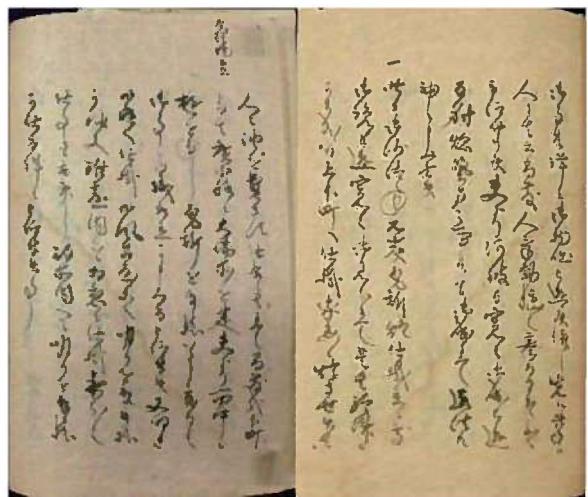
- 一 昨日御沙汰之通石炭瓦斯灯仕掛置候処御覽被遊、寛々御見分有之、是は經濟に可相成候間、上下町へ仕掛、家毎に灯させ候は人々油を費さず仕合には有之間敷哉、下町にては広小路に火場所を建、夫より市中に樋を通し瓦斯を取候様いたし度と之御事にて職取立可申上旨被仰付候、又明日ハ御庭へ仕掛、御風呂屋等へ明りを取候様可致、又錐台内へも相応に仕掛、夜分之仕事にも相弁し、役所内へも明りを取候様可仕旨詳に被仰付候事、

【市来四郎日記】【黎明館蔵】

【大意】

(安政4年，1857年閏5月20日)

- 一 昨日御通知があったとおり、石炭によるガス灯の仕掛けを(斉彬は)御覧になり、「これは經濟(經世済民の略。世を治め人々の苦しみを救うこと。)になる。(鹿児島城下の)上町・下町へ仕掛けを作り、家ごとに(ガス灯を)点灯させれば、人々は油の費用が必要なくなり幸せではないか。下町では広小路に(石炭を焚く)火場所を建て、そこから市中に樋を通してガスを取り入れるようにしたい」とおっしゃられ、このことに関する役職の設置について提言するようおっしゃられた。また、明日は(磯邸の)庭に仕掛けを置き、御湯殿にも(ガス灯の)灯りを取るように、錐台内(集成館の機械工場内)にも同じように仕掛けて、夜の仕事にも便利なようにして、役所内にも(ガス灯の)灯りを取るようにと詳細におっしゃられた。



【市来四郎日記】【黎明館蔵】
ガス灯に関する部分

【農村の暮らし】

- 貞享、元禄年間(1680年代～1700年代初頭)に川島重持が著した「田賦集」や、明治7年(1874年)に汾陽光遠かわみなみが著した「租税問答」などによると、薩摩藩の年貢率は、江戸時代中頃までは正租(正規の年貢)に付加税等を加えて、五公五民(収穫の50%)程度であったとされている。また、夫役ぶやく(公用の労役)は、藩の規定では年12日が基本で、農民の大きな負担になるものではなかったとされている。藩は島津光久の頃から農村の維持に配慮し、経営が苦しくなった門かどには年貢の軽減なども行っていた。

しかし、島津重豪しげひでの時代になると、幕府や諸大名との交際費や、藩校の設立、『成形図説』等の編纂事業など多方面への支出が増えたことなどにより、18世紀末には農村の維持に対する藩の支出が打ち切られた。また、19世紀初頭に久保之正ゆきまさが著した「諸郷栄勞調しよごうえいろうしらべ」では、18世紀末頃から各郷で藩の規定以上の夫役を課したり、藩の蔵役人らが加徴米を増やしたりしたため、百姓の生活が急速に悪化したことが指摘されている。¹

- 薩摩藩領の多くは火山灰のシラス台地であり、土地の生産力は低かった。また、奄美では負債のために有力者の下で働かされる人々も出た。郷土誌や幕末に薩摩藩を訪れた会津藩士は、次のように記している。

- 牛根郷うしね(現在の垂水市牛根たるみず)は降灰の被害が大きく、厚いボラ層と火山灰に覆われ、開墾には多大な労働力を要した。唐芋(さつまいも)・粟・野稻を栽培し、ようやく生命をつないだ。「合戦野かせんは唐芋が米よ、欠けた茶碗が良か茶碗」という言葉の中に生活の厳しさが伺い知れる。『桜島町郷土誌』

各郷では郷土が多く、百姓が非常に少ない。また、農村には豪農はほとんど存在せず、郷土による年貢取立が厳しく百姓は難儀をしていた。凶作でなくても、百姓は栄養失調で顔色が悪い。

『観光集』秋月悌次郎²【鹿児島県立図書館蔵】

- 幕末の奄美について記した『南島雑話』³には、さつまいもが不作の年は蘇鉄を食べていた記述がある。蘇鉄はそのままでは毒があるため、外側を取り去り芯の部分を裁断して干したものを水にさらして毒を抜いた。よく水にさらしたものを乾燥させ、臼で粉にしたものを米の代わりに炊いたり粥にしたほか、味噌や醤油で煮たり、砂糖を加えて蒸し菓子にしたり、また、焼酎の原料にも用いたりしていた。⁴

1 尾口義男(前始良市歴史民俗資料館長)

2 万延元年(1860年)に薩摩を訪れた会津藩士

3 嘉永2年(1849年)のお由羅騒動に連座して奄美大島に遠島になった薩摩藩士 名越時敏なごときとし(左源太)らによる記録。

4 『鹿児島県酒造組合連合会史』鹿児島県酒造組合連合会編

- 江戸時代の徳之島は、飢饉などが起き生活ができなくなると、奄美大島へ逃亡する者が出た。奄美大島へ逃げれば、戸籍手札がないので納税の対象にはならず、奄美大島では労働力として大歓迎された。他方、税が払えず、債務を負って地域の有力者に隷属した百姓もおり、ヤンチュと呼ばれていた。『伊仙町誌』

- 薩摩藩領の多くはシラス土壤で、米の生産に適した土地は少ないこともあり、庶民は年に数回しか米を食べることができないほど貧しかったという。しかし、さつまいもをはじめとする米以外の食べ物のおかげで百姓も最低限飢えることはなく、したがって、命懸けの抵抗である一揆は皆無であった。

また、琉球の影響もあり、他の地域には見られない豊かな食文化も存在したことが、江戸時代後期の藩外の旅行者が記した紀行文からも見えてくる。¹

- 薩州，隅州山多し。(中略)田悪しとても畑よし，海荒るといへども山ゆたかなり。たがひに豊凶有て皆無にいたる事なし。『西遊記』²
- 土地より作り出せるものの中から芋(さつまいも)ほど地の利多きものなし。それ故にから芋を作る村里は，いかやうの悪年凶年にて作物少しもみのらぬ事ありても，飢渴のうれひ餓死せるなどといへる事昔よりなき事といふ。(中略)国中八分は山にて，其山なり押ひしぎしやうに山の頂平なる故に，それをひらきて畑とし雑穀を作る事にて，食物はよろしからねども下民飢渴の難なき国なり。国中より出る所の産物を聞しに，藍，多葉粉，檜の木，杉，桐，上布，中布，黒砂糖，樟腦，此外いろいろ琉球の産物をかねて，年毎に価となる所の金高凡十万兩におよぶと土人の自賛せる事なり。虚実は知らざれども所々にて見る事おびただしき産物なり。『西遊雑記』³

- 薩摩藩には琉球経由で中国や東南アジアの様々な食べ物や食文化が伝わり、庶民もこれらを食していた。苦瓜(ゴーヤ)、糸瓜をはじめ、冬瓜、蓮芋、落花生などがその例で、そのほか豚肉やつげあげ(さつま揚げ)なども食べていた。⁴

1 「薩摩人の身長と食文化」(『尚古集成館紀要 第13号』)松尾千歳(尚古集成館副館長)

2 天明2年(1782年)に薩摩藩を訪れた京都の医師 橋南谿が記した紀行文。『東西遊記 2』(平凡社 東洋文庫249)に収載。

3 天明3年(1783年)に薩摩藩を訪れた備中国(現在の岡山県西部)の地理学者 古河古松軒が記した紀行文。『日本庶民生活史料集成 第二巻』に収載。

4 『鹿児島料理』今村知子

- 『南島雑話』には、主食のさつまいもをはじめ、野菜・魚介・肉・嗜好品・調味料・菓子など、食べ物に関する記述が頻出する。獣肉では、豚や鶏のほか、猪・牛・馬・山羊などの肉が食されており、そこには獣肉食をタブー視する風潮は全く見当たらない。

厳しい生活の中でも、食文化は豊かであり、それは行事や風習にも深く結びついていた。



『南島雑話』【奄美市立奄美博物館蔵】

猪狩りの様子。鉄砲を担ぎ、犬を連れて猪を追う姿が描かれている。

- 農村は基本的に自給自足の生活をしており、衣類も麻や木綿で自ら織って仕立てることが多かった。百姓の衣類について、郷土誌では以下のように記している。

- 一般の男女は皆木綿の着物で、綿を自宅で栽培し、各家庭で糸を取り、水俣・^{かじ}加治木方面の紺屋で染め、手織にして着るという自給自足の生活をしていた。

『大口市郷土誌 下巻』

- 百姓は襦袢一枚に素肌素足の習慣で、長衣服を用いることは稀であった。ゆえに、夏物冬物各一着位のものであった。一年を通して米のご飯が食べられたのは、正月・お盆・婚礼・葬式・3月と5月の節句の時ぐらいであった。

『串木野郷土史』

- 百姓の着物は短く筒袖で、^{つっそで}簪は鯨骨か竹製の飾り無しの粗末なものが用いられ、履物は^{いぐさ}藁草や藁を材料にした手製の草履であった。

『改訂名瀬市誌 1巻 歴史編』

- 薩摩藩は、^{ずしょ ひろさと}調所広郷による天保の改革で、黒糖の専売制を実施するなどして、長年抱えてきた莫大な債務の返済を行った。一方で、奄美の人々は厳しい生活を強いられた。

- 薩摩藩では、百姓一揆は皆無であったといわれるが、黒糖の専売制の厳しかった幕末期の奄美では数件起こっており、その最たるものが徳之島の犬田布一揆である。

元治元年(1864年)、黒糖の上納が不足したことで取り調べを受けていた百姓が厳しい拷問にあったため、これを救おうと、150人余が役所を包囲して役人を追い払い、武装集結して数日間にわたって戦闘態勢をとった。首謀者のうち、6人が奄美大島や沖永良部島に遠島となった。
『伊仙町誌』



犬田布一揆の記念碑(伊仙町犬田布)

- 幕末、農村の崩壊が進行する中で、近在(吉野、坂元、小山田、伊敷等の鹿児島城下に近い村)は人口が集中し、にぎわいを呈してきた。近在は、藩主の直轄であり、一種のモデル農村とされていたため、ある程度の生活が保障されていた。さらに、鹿児島という大消費地を控え、近郊農業的性格が強く、土地の生産効率が高かった。

『鹿児島市史 I』

- 百姓への教化は、浄土真宗(一向宗)を除く神仏信仰を勧めることであった。また、孝子・節婦があると表彰するなど、儒教思想を百姓の教化に利用した。
- 戦国時代以来、島津家は浄土真宗を禁止してきた。しかし、庶民のみならず、武士でも信仰する者が多かった。信者は、洞穴などに集まり念仏を唱えたため、これを「隠れ念仏」と呼んでいる。藩は、しばしば信者を処罰したが、来世での幸福を願う人々は、信仰を守った。調所広郷の改革でも、浄土真宗に対する取り締まりが行われたが、これは、藩内の信者が京都の本山へ多額の献金をすることで、郷村が疲弊することを防ぐねらいもあった。
- 厳しい生活を送ってきた百姓であったが、中には次の事例のように、農業経営に成功して豊かになる者もいた。
- 薩摩藩領であった小林郷(現在の宮崎県小林市)の名頭志戸本家は、安永年間(1770年代)に川辺郷(現在の南九州市川辺町)から人配された百姓であったが、農業経営に力を注いだ結果、郷土格とされ、国分の商人林四郎兵衛などに米を売却して資本を蓄え富裕になった。

一筆啓上仕候、寒氣甚敷□□処御家内中様無御替可被成御座珍重奉存候、次に私共無事罷居可申候、乍憚御安意□□可被下候、然処申上兼候得共書中ヲ以御願申上候、貴様御持合米御かし被下度儀奉希上候、私事も焼耐屋に打立考にて御座候に付、何卒米御かし被下度偏に奉頼上候、此段愚札を以前広に御願申上候間、年明申候は早々参上仕、旁御咄等も可申上度如斯御座候、以上、

林四郎兵衛

午十二月十七日

次助様

「林四郎兵衛書状」【志戸本家文書¹・個人蔵】

【大意】

お便り申し上げます。寒さも厳しい中、皆様お変わりなくおめでたいことと存じます。また、私共も元気しております。どうぞご安心ください。さて、申し上げにくいことですが書状でお願い申し上げます。あなた様がお持ちの米を貸してもらえないでしょうか。私が焼耐屋を立ち上げる考えがあり、どうか米を貸していただくことをお願いしたく、このことを手紙で前もってお願いしました。年明け早々お伺いして、お話申し上げたいと思います。以上。

林四郎兵衛

午12月17日

(志戸本)次助様

- 伊作郷では、元治元年(1864年)の大火で焼けた神社の再建に、門^{かど}百姓が多額の献金をしていることから、裕福な門百姓も存在していたことが分かる。町人や郷土に混じって、献金をした67人中、11人が門百姓であった。【吹上郷土誌 通史編二】

- 薩摩藩の郷土には、大工などを副業とする者もあり、百姓は郷土が副業としない業種にしか従事できず、百姓の副業は限られていた。

串木野郷(現在のいちき串木野市の一部)の百姓の中には、技術者の立場で土木作業に従事する者もあり、文政11年(1828年)には志布志郷(現在の志布志市志布志町)の安楽川の改修に、50～60人の串木野の百姓が作業に当たった。藩の開田推進とともに、串木野の用夫(夫役として働かされた百姓)^{いぶ}*は活躍する場が広がり、名頭^{みょうとう}の中には賃金を蓄えて貸金をする者も現れた。²

※ 記録によると、串木野の用夫は普通の用夫よりも高い賃金を得ていることから、技術者的な立場で雇われていたものと考えられる。

1 『宮崎県史 史料編 近世5』に収載(6号—61文書)

2 「百姓の貸金」(『西南地域史研究 第七輯』)所崎平(鹿児島民俗学会代表幹事)

- 喜界島の百姓であった泉禎民^{いずみていみん} (1798-1868)は、田地横目や間切横目を経て天保10年(1839年)に与人^{よひと}に任命された。泉は私財を提供して、喜界島の生活物資搬入や特産の黒糖積み出しなどに使われる最も重要であった早町村^{そうまち}の港の浚渫工事、農地の排水路工事や山林の育成、疲弊した農村の復興などに努めた。また、鹿児島へ行った際に鍼治療を学び、島民に23,000回以上も治療を行うなど生活に困った者へ無料の医療活動を行った。これらの功績が藩から褒賞され、嘉永3年(1850年)に武士身分に準じる「代々郷士格」に取り立てられ、泉という苗字を名乗ることが許された。¹

なお、泉が私財を蓄えることができたのは、喜界島の百姓が働いた成果であり、島民の協力の下、土木工事なども行われた。²

<幕末期の物価>

高山郷士^{こうやま}の日記には、文久2年(1862年)に藩が定めた物価が記載されている。この時、真米(白米)1升が銭824文であった。

(食品)

・ 油1斤	銭1貫132文	・ 粕1占	銭11貫文
・ 豆腐1箱	銭800文	・ 焼酎1盃	銭300文
・ 唐芋焼酎1盃	銭200文	・ 醤油1盃	銭448文
・ 酢1盃	銭348文	・ 塩1升	銭348文
・ 味噌1斤	銭400文	・ 名酒1盃	銭1貫200文

(賃金)

・ 駄賃馬1匹	1里ニ付700文ずつ	・ 戻左同	1里ニ付400文ずつ
・ 日雇無飯男	銭1貫文	・ 左同女	銭800文
・ 日雇一度賄男	銭548文	・ 左同女	銭372文

※単位について

- ・ 貨幣: 銭1貫^{かん} = 1,000文 (銭1,000枚)
- ・ 重さ: 1斤 = 600g
- ・ 容量: 1升 = 1.8ℓ
- ・ 距離: 1里 = 4km

『守屋舎人日帳 第九卷』を基に作成

1 「島興しと島人救済に尽くした喜界島与人「泉禎民」」(『喜界紀要 13号』)尾口義男(前始良市歴史民俗資料館長)
2 弓削政己(奄美市文化財保護審議会長)

【野町・浦町などの暮らし】

● 薩摩藩の郷村は、郷土が主に居住する麓^{ふもと}を中心に、それに続いて町人の住む野町^{のまち}（商業地域）があり、その周りに百姓の住む在^{ざい}（農村）が広がっていた。海岸の船着きに便利な所には、漁師の住む浦^{うら}（漁村）や浦町が見られた。

● 薩摩藩の野町の規模は極めて小さく、藩内113郷のうち、野町がある郷は64郷で、藩内の郷の57%であった。

また、野町では、在を支配する庄屋に当たる別当^{べっとう}が郷土の中から任命され、郷の役職の一つである横目の監督を受けた。別当の下には、町人から任命される3人の小別当^{こべっとう}がいた。

『吹上郷土誌 通史編二』

・ 野町は小規模の場合が多かった。郷土や百姓が必要な品物を調達するが、当時は自給自足が基本で、購入する品物は限られていたからである。¹

・ 野町で扱う商品は限られており、これを補うために定期的に市が開かれるようになった。川辺郷^{かわなべ}の二日市は、天保9年（1838年）以前から開かれており、初めは百姓が自分たちの生活を少しでも良くするために生活必需品や手工業品を売りさばく程度であったが、次第に地元の商人や近郷の野町商人も加わり、大きな市に発展した。

『川辺町郷土史』

・ 伊作郷^{いざく}の野町には、次のような職業が存在していた。

酒屋、反物屋、米屋、鬻^{びんつけ}付屋、薬屋、紙屋、木屋、床屋、下駄屋、菓子屋、豆腐屋、紺屋、質屋、魚屋、傘屋、旅人屋（宿屋）²

・ 19世紀前半に薩摩藩を訪れた大坂商人の高木善助は、『薩隅日三州経歴之記事』の中で、藩内には人家が集まっている地域は少ないが、加世田郷^{かせだ}の周辺は人家が集中していると指摘している。

二月廿六日 前夜より風烈、朝五つ時より二三度小雨、四つ時後晴天、風は終日烈し朝四つ時加世田出立、（中略）夫より大崎と云所と小松原と云所と続き、此所家続き凡十町余、両側人家建続きたり。総て薩州路阿久根駅より鹿児島に至り、又鹿児島より此所に至るまで、町と見ゆる所、又在郷村里と唱ふる所も、人家殊の外少く、一村大体十軒計より三四十軒、町といへども一二丁目もあれば、早町と呼ぶ。かようの人家少なき処にも、此辺の如き所あり。此国にては初て見る所にてめづらし。此国の駅々も、

1 『鹿児島県地名大辞典』

2 『宇都為栄村長生誕150年記念誌』『伊作村初代村長の宇都為栄の業績をまとめた記念誌』

かほど人家の続きたるはいまだ見ざる所なり。

『薩隅日三州経歴之記事』¹

【大意】

2月26日 前夜から風激しく、朝五つ時(午前8時頃)から2,3度小雨、四つ時(午前10時頃)後は晴天、風は終日激しい。朝四つ時に加世田を出発、(中略)それから大崎という所と小松原という所を過ぎ、およそ10町(約1090m)あまり、両側に人家が続いている。薩摩の道で阿久根(現在の阿久根市)の宿場から鹿児島に来るまで、鹿児島からここに来るまで、町らしいところも郷の村や里と呼ばれる所も、人家が特に少なく、1村が大体10軒から3,40軒、町と言っても1,2丁目(約100～200m)も続くとそれを町と呼ぶ。このように人家が少ない藩であるのに、この加世田周辺のような所がある。薩摩では初めて見た場所で珍しい。この国の宿場でもこれほど家が續いているのを未だ見たことがない。

- 浦は、藩の御船奉行所の指揮を受け、郷土年寄など三役が管理し、野町の別当に当たる浦役という役人が置かれた。浦役は、船数や人口などの調査と報告、船や水夫に課される上納銀の対応などが業務であった。『吹上郷土誌 通史編二』

- 浦の人々には、魚運上銀(営業税)として所有する網と船に税が課された。また、藩は浦の人々に米を与えて、参勤交代時に使用する藩御用船に乗り組ませる浦水手立の役を課したり、賃金や米を与えて、藩産物を輸送する船に乗り組ませる雇水手立の役を課すなどした。なお、郷土や中宿(生活に行き詰まり一定期間農村に移住した城下土)が漁業をした場合は、1人につき銀1匁を課した。『吹上郷土誌 通史編二』

- 薩摩藩が浦町に期待したのは、外国船・他領船の警備と藩内(特に南島)の物産の海運力の確保であった。したがって、一定の人口維持、御用船及び警備連絡船の確保が漁政の眼目とされており、むしろ水産業は農業との競業関係で抑制している面すらうかがえる。『坊津町郷土誌 上巻』

- 浦人の経済生活は、「大漁三年、不漁七年」ということわざがあるように、普段の漁業は専業として彼らの生活を支えるものではなかった。わずかに串木野、枕崎、坊泊などのような先進地の浦の記録などによれば、鯉船主と釣子との間に専門的な発展がうかがわれるが、ほとんどの浦では、地先の網漁や一本釣と農業の二本立てで生活を支えていた。²

1 『日本庶民生活史料集成 第二巻』に収載

2 『鹿児島県水産史』

【商品作物の生産等】

- 薩摩藩は、藩の財源に充当するため、商品取引は専売制という徹底した統制経済の下で行った。また、藩自体が商品取引主体であったため、藩政と結びついた御用商人のわずかな例を除けば、薩摩藩にはいわゆる豪商の生まれる素地はなかった。つまり、専売制を独占的に掌握した薩摩藩が豪商そのものであった。¹

特に、調所^{ずしよ ひろさと}広郷による天保の改革では、大坂を中心とする上方^{かみがた}との通商を拡大するとともに、徹底した専売制により、人々の労苦を伴いながらも財政基盤を強化していった。

- 薩摩藩は商品作物の生産管理も行っており、様々な作物や産物が藩の統制下にあった。

- 菜種は南薩地域の特産物であったが、運搬を含め藩が管理していた。積出しには藩の手形が必要で、役人が積荷との照合などを行った。

寅八月十八日、今日は、川尻取納菜種子山川水車方へ差廻方候て、噺上野六郎左衛門殿・拙者道同にて差越候て積入相済、尤舟九艘は壹艘に付百廿八表ツ、積入候事、見聞役衆には、加藤清次郎殿水車より被差越候て今晚は川尻へ致止宿候て、翌十九日罷帰候事、

寅九月七日、今日は、石垣水車方より御用有之差越候処、知覧塩屋与市無手形にて菜種子積□被相糺候処、爰元手形所書には□八匁六匁之処にて手形之趣申出候間、□聞之由、与市より申出候由、弥其通事候哉相糺、何分可申出旨被仰聞候、然処、浦役蜂須賀十兵衛殿も御用にて被差越、其儀は与市申出通事之由被申候処、其通無別儀候は何そ申出不及段承候、

〔顛娃郷日帳〕²【黎明館蔵】

【大意】

寅（慶応2年、1866年）8月18日、今日は（顛娃の）川尻に納入された菜種を、山川（現在の指宿市山川）の水車方へ廻漕するに当たって、噺^{あつかい}の上野六郎左衛門殿と自分が同行し、積み入れさせた。船9艘で1艘につき128俵ずつ積み入れた。見聞役には加藤清次郎殿が水車方から派遣され、今晚は川尻に宿泊し、翌19日に帰ることになっている。

寅9月7日、今日は、石垣の水車方から用があるとのことで出向いたところ、知覧塩屋の与市が、（積み込みを藩が許可する）手形を持たずに積み入れようとしたため取り調べた。爰元（本人）の手形（に記載された菜種）の数量を与市が申し出たので、（水車方の役人が）その通りであるかを確認す

1 『薩摩藩対外交渉史の研究』徳永和喜（西郷南洲顕彰館長）

2 幕末期の顛娃郷の日誌。顛娃郷の郷政に関する記録。

るようおっしゃったため、浦役の蜂須賀十兵衛殿も出向いてきた。その件については、(浦役が)与市の申し出どおりだと言われたため、問題ないということで(藩への)申し出には及ばないということになった。

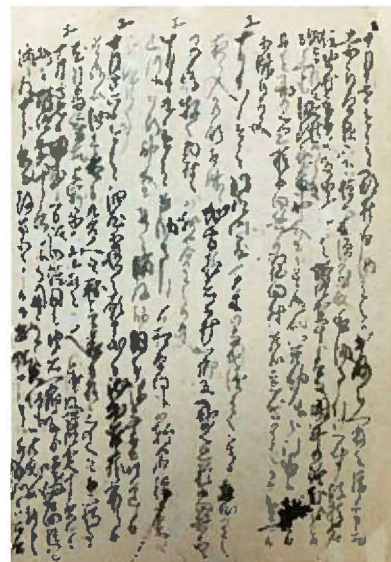
- 菜種油及び油を絞った後の油粕の価格は、藩が管理していた。

寅十月廿六日、今日は、油屋直増之願申出候付、致出座候様承候付差越候処、油壺盃に付九百文ツ、粕壺表に付拾三貫文ツ、相窮候事、

「穎娃郷日帳」【黎明館蔵】

【大意】

寅(慶応2年, 1866年)10月26日, 今日, 油屋が値上げの願いを申し出た件で, 役所へ出向き, 届けを承り, 当曖で判断し, 油は一杯につき900文ずつ, 油粕は一俵につき13貫文ずつと決めた。



「穎娃郷日帳」【黎明館蔵】

- 南薩地方では、鯉節などの商品の生産・流通もなされており、^{ぬげに}抜荷(許可された物品以外の運搬や密売)の取り締まりも行われていた。

寅十月廿七日、水車方詰御徒目付野元一郎殿より、曖海江田権八殿・拙者・蜂須賀十兵衛殿へ御用有之、石垣へ罷出候処、拙者・浦役十兵衛殿改方いたし候て出帆申付候水成川の善吉抜荷いたし、御糺方有之、締方横目衆木脇斉之丞殿出役有之候、抜荷は牛皮貳拾貳枚・馬皮貳拾八枚、都合五拾枚、板□■折□■、油樽六丁、尺蕨六束、菜種子七表、半物六斗入、手形逃にて候、手形は、板五拾間、鯉節貳拾束、手形にて候事、

「穎娃郷日帳」【黎明館蔵】

【大意】

寅(慶応2年, 1866年)10月27日, 水車方詰の^{おかちめつけ}御徒目付である野元一郎殿から, 曖の海江田権八殿・自分・蜂須賀十兵衛殿へ呼び出しがあり, 石垣に出向いた。自分と浦役の十兵衛殿が荷物を確認し出帆させた。水成川の善吉(船乗りと見られる)が抜荷をしており, 取り調べをした。締方横目衆の木脇斉之丞殿^{むしろ}も出向いた。抜荷は, 牛皮22枚, 馬皮28枚の合計50枚, 板, 油樽6丁, 蕨6束(600本。1束=10連=100本), 菜種7俵, 半物6斗入りで, 手形とは異なるものであった。手形では, 板50間, 鯉節20束となっていた。

- 紺色の染料である藍の生産も藩が管理していた。藩の役人が生産地を訪れ、藍の買い付けなどを行った。

寅十月三日、今日は、藍玉掛御見聞役東郷四郎兵衛殿御差入有之、致見舞候処、明日は藍葉御買入有之筈被仰渡候事、

〔頼娃郷日帳〕【黎明館蔵】

【大意】

寅（慶応2年、1866年）10月3日、藩の藍玉係見聞役の東郷四郎兵衛殿が来られたので、挨拶に行ったところ、（東郷殿は）明日は藍葉の買入れをするとのことであった。

- 郷土は、普段は農耕を行っており、中には薬草を栽培する者もいた。

戌三月四日

一 四ツ時城之裏へ行、大根草見廻り罷帰、三反畠へ差越大根草見廻り、日高宗次郎所へ寄、九ツ時帰候事、

〔守屋舎人日帳 第九卷〕^{もりやとねり}

【大意】

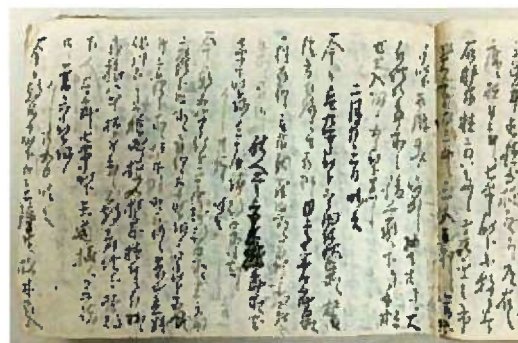
戌（文久2年、1862年）3月4日

一 四ツ時（午前10時頃）、城（^{こうやま}高山城か）の裏に行き、大根草（葉が大根に似た多年草。漢方で根を利尿剤として使う。）を見廻って帰り、三反畠に出向いて大根草の見廻りをした。その後、日高宗次郎（同じ高山郷土と考えられる）の家に寄り、九ツ時（午後零時頃）自宅に帰った。

- 屋久島では、^{ぶやく}夫役として、^{いぶ}用夫（一般に15歳～60歳の男子をいう）は^{ひらき}平木（屋久杉を割って作った屋根板用の小板）を貢納する義務が課されていた。貢納分以外の平木も藩が全て買い上げる専売制が実施され、個人的な売買は禁止された。〔上屋久町郷土誌〕

- 和ろうそくの原料となる^{きろう}生蠟は、薩摩藩の主要な産物の一つであり、藩は^{はぜ}櫨（生蠟の原料）の木の植栽を奨励したことが、郷土の日記や郷土誌に記されている。

- 高山郷土 守屋納一郎の日記では、櫨の植付や収穫に関する記述が頻出し、郷土も百姓とともに植え付けをしていたことが分かる。



〔守屋納一郎日記〕【守屋泰造氏蔵、黎明館保管】

1 高山郷の上級武士で、郷土年寄（郷の責任者）を務めた守屋家の日誌。秀村選三（九州大学名誉教授）校註。

(慶応元年二月)廿四日 晴天

- 一 (前略)八ツ時分、宮田氏・町宗次郎所へ栢木引取に差越候、夫より出立、野崎川欠之上抱地接入栢木植付に差越候、式拾八本植付置候、人数彦次郎(以下略)

【守屋納一郎日記】¹【守屋泰造氏蔵、黎明館保管】

【大意】

(慶応元年, 1865年2月)24日 晴天

- 一 (前略)八ツ時分(午後2時頃), 宮田氏, 町宗次郎の所へ櫨木を引き取りに出かけた。それから出発して野崎川欠(洪水などで耕作できなくなった土地)の上の抱地(私有地)に接ぎ木の櫨の植え付けに出向き, 28本植え付けておいた。同行は(百姓)彦次郎であった。

- 阿久根^{あくね}地方では、幕末に中村武吉が筑後から櫨苗を輸入するなどして、櫨木の栽植が進んだ。【阿久根市誌】
- 薩摩藩では郷土も副業を持っていたため、百姓が行うことができる副業は限られていた。農村における副業には以下のようなものがあった。
 - 幕末期の伊作郷^{いづく}では、和紙の生産が盛んであった。隣の永吉郷(現在の日置市吹上町永吉)^{ひおき}では、領主の永吉島津家が製糸工場を設置して、製糸業が盛んになった。【吹上郷土誌 通史編二】
 - 蘭牟田池^{いむた}の蘭草^{いぐさ}は、百姓にとって苦しい中での特別な収入源であった。刈った蘭草はゴザを編んで売った。【祁答院町史】
 - 芋飴やわらじ類を売る店が街道近くの村々にあり、これは百姓の余業であった。焼酎屋や質屋への取締は厳しかったが、庶民にとっては最も必要な商職であったため、許可を得ず営業する者もあった。【吾平町誌 上巻】
- 奄美諸島では、江戸時代初期からさとうきび栽培が行われ、技術的にも進んでいた。種子島では、文化年間(1804年～1817年)頃に藩の許可を得てさとうきび栽培が始められたが、栽培に慣れない種子島の百姓を指導するため、奄美大島出身の製糖技術者が招かれた。また、種子島の武士の中には、藩内でさとうきびを栽培していた垂水^{たるみず}や桜島で製糖方法を学んだ者もいた。

1 高山郷土 守屋納一郎(『守屋舎人日帳』の守屋家の親戚に当たる)の日記。

卷四十六

(天保元年十月)廿九日、大島人喜志行中門来教製砂糖、

卷五十四

(天保九年九月)廿日、以安城村足輕鮫島直吉為一世郷士及村横目、役仕于麿邸直諒也、故及帰期然留之、又七箇月、屢遣于桜島及垂水而習砂糖製方頗伝授其法、以其勤劳異他也、
〔種子島家譜〕¹

【大意】

卷46

(天保元年, 1830年10月)29日。大島の人の喜志行と中門が(種子島に)来て、砂糖の製造を教えた。

卷54

(天保9年, 1838年9月)20日。安城村の足輕の鮫島直吉を一代郷士及び安城村の横目にした。(種子島家の)鹿兒島邸で働き、正直で誠実であった。そのため(任期が終わり)帰る時期になったが、7か月間(鹿兒島邸に)留めて、しばしば桜島と垂水に派遣して、砂糖の製造方法を習わせたところ、非常によくその方法を会得した。その勤めが他の者よりも優れていたため(功績が認められたの)である。

- 黒糖は重要な商品であったため、流通途中で問題が生じた場合は、百姓だけでなく武士も処罰されることもあった。

卷五十二

(天保七年九月)廿三日、叱野間村之兵之進、以護所出津之砂糖樽幼子等穿糖樽之事不告村吏及町頭也、叱同村吏石堂半左衛門・鎌田惣太郎・日高儀左衛門、以幼子等穿糖樽之候有不正之儀也、叱納官村糖製師範徳永源左衛門、兼日嚴戒散糖、然幼子等親訴蔽其子所為、故当糺明之時隱慝其過失、今嚴可罰之、然寛宥之、(中略)

叱同村之善作・仲之進・仲四郎・政次郎・善角・休之進・利三太・利三次・八十八・源四郎・新吉・平之進後室、以渠等幼子穿糖樽、平日教戒之不至也、

〔種子島家譜〕²

【大意】

1・2 鎌倉時代から明治時代までの、種子島家の系譜や関係史料をまとめた歴史書。『鹿兒島県史料 旧記録拾遺家わけ八』に収載。

(天保7年, 1836年9月)23日。野間村の兵之進を叱った。港に出していた砂糖樽を守っていたのに, 子どもたちが砂糖樽に穴を空けたことを村役人や町頭に報告しなかったからである。同じ村の役人である石堂半左衛門, 鎌田惣太郎, 日高儀左衛門を叱った。子どもらが砂糖樽に穴を空けたという不正があったからである。納官村の製糖の指導者 徳永源左衛門を叱った。日頃から砂糖の抜き取りを厳禁していたにもかかわらず, 子どもらの親が, そのことを伏せてくれるように頼んだため, 取調の時にそのことを隠した。本来ならば厳罰に処すべきだが, 寛大な処置にした。(中略)

同じ村の善作, 仲之進, 仲四郎, 政次郎, 善角, 休之進, 利三太, 利三次, 八十八, 源四郎, 新吉, 平之進の未亡人を叱った。彼らの子どもが砂糖樽に穴を空けた。日頃の教えが不十分であるからである。

● 藩は, 藩財政の一助とするため商品作物の栽培を推進したが, 藩の政策が必ずしも地域の実情に合わず, 見直しを迫られる場合もあった。

- 「種子島家譜」天保2年(1831年)2月28日付けの記事によると, 藩の指導の下, 数年前から種子島では養蚕が始まっていた。しかし, 蚕がさつまいもの葉や茎を食害したため, 種子島では深刻な食糧不足が起こった。そこで, 種子島家は桑の栽培を3年間停止することを藩に要請し, 許しを得ている。¹
- 「与論在鹿児島役人公文書綴」によると, 藩がさとうきび栽培を命じたことに対し, 文化2年(1805年)に与論島の与人よひと(地域の指導者)は願書の中で, 製糖時期が田植えの時期と重なること, さとうきびを煮詰めるための木材が島には乏しいこと, 砂糖生産が忙しくなると特産の芭蕉布ばしょうふの生産に支障が出ることなどを述べ, 砂糖生産を遠慮したいと申し出ている。²

これに対し, 藩は, 改めてさとうきび栽培を命じておらず, 実際に栽培を行う地元の意向を考慮したものと考えられる。

なお, 「沖永良部島代官系図」によると, 与論島では安政4年(1857年)11月にさとうきびを70町あまり植え付けたとの記述があり, この頃から本格的な栽培が始まったものと考えられる。³

1 『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ八』に収載
2・3 『道之島代官記集成』野見山温編

【庶民の娯楽】

- 焼酎は、伊佐市大口の郡山八幡神社に残されている、永禄2年(1559年)の大工の記録にあるように、中世から南九州の人々に親しまれてきた酒であった。農作業などに従事した百姓らにとって、晩酌は楽しみの一つであった。
- 蒲生郷(現在の^{あいら}始良市蒲生町)の百姓の中には、自分たちで焼酎の製造を行う者もいた。製造や販売を行う焼酎屋は、郷の役人が管理していた。そのため、許可を受けていない焼酎の密造・密売は、取り締まりを受けていた。

七月六日 晴天

- 一 藪焼酎間々有之聞得之趣に付取締いたし候様、是又部当方へ申渡候事、(後略)

八月十四日 雨天、無事、

- 一 今日、町役招呼、焼酎造入御免に付ては、最早間も有之事候間、煮方いたし候哉、都て焼酎屋中相糺売出候哉、可申上旨申渡置候、

八月十五日 雨天、晩晴

- 一 焼酎屋共都て煮方相仕廻候段申出候に付、今晚風味聞有之、同役中并御地頭横め、五兵衛所へ差寄り、町役ヨリ焼酎共持参いたし候事、

〔文化五年蒲生横目日帳〕¹【蒲生郷御飯屋文書²・始良市教育委員会蔵】

【大意】

(文化5年、1808年)7月6日 晴天

- 一 藪焼酎(粗悪な密焼酎)があるとの情報が入ったため、取り締まりをするように、別当(野町の支配・運営をする役職の長)へ申し渡した。

8月14日 雨天、無事

- 一 今日(14日)は町役人を呼び、焼酎造りの許可については、(4日に許可が出されて)大分時間が経っているが、煮方(モロミを煮沸すること)をしているか、売り出しているか、すべての焼酎屋に聞くように申し渡した。

8月15日 雨天、晩は晴れ

- 一 すべての焼酎屋が煮方をしているとの申出があったため、今晚、風味聞(出来具合を利き酒して調べること)があった。同役(横目)と地頭横目は五兵衛の所へ行き、町役から焼酎などを持ってきてもらった。

1 『始良市誌史料三』に収載

2 江戸時代から明治初期の蒲生郷地頭飯屋及び蒲生村役場における日誌などの公文書。鹿児島県指定文化財。

- 労働に明け暮れていた百姓にとって、晩酌の「ダレヤメ」が何よりの慰めであった。水利のよい場所で、大樽に甘藷を煮込んで発酵させてモロミを造り、それを釜に入れて焼酎煮をして、一年分の焼酎を造って格納した。

『喜入町郷土誌 増補改訂版』



ツブロ式焼酎蒸留器【黎明館蔵】

直釜式でモロミを煮沸するタイプで、円すい型の帽子をかぶせた内側に環状の溝を設け、液化した焼酎を集めた。

- 鹿児島県が、昭和初期(1930年頃)に行った調査によると、薩摩藩は、慶応元年(1865年)から奄美に白糖工場を4か所建設しており、このうち2年間創業した宇検方(現在の宇検村)須古村の工場では、白糖製造に伴って発生する糖蜜を、従業員やさとうきびを納入する農民に焼酎の原料として提供した。¹
- ◎ 百姓は、普段は生活を維持するため、そして藩に年貢等を納入するために労働に没頭しなくてはならなかったが、その合間に芝居や相撲、闘牛などの娯楽を楽しんでいたことが分かる。
- 百姓の一年間の生活を見ると、激しい労働の反面、「休み日」が何日かある。季節の行事や諸種の祭礼、死人のあった時や虫送り(数人で畦道を普段着のまま太鼓や鉦を打ちながら踊り、集落外れまで虫を追い出す儀式)、雨乞いなどの行われる日である。「休み日」の慎みは厳重で、この日に働く者はつまはじきにされた。
- 『高尾野町郷土誌』
- 百姓は、激しい労働の反面、「休み日」には娯楽を楽しむこともあった。相撲や競馬も盛んで、相撲については掛相撲も行われ、嘉永4年(1851年)には麓役人までもが島主の命に背き相撲を許したことで、庄屋以下の役人が罰せられている。
- 『中種子町郷土誌』
- 種子島では、庶民の間でも芝居が盛んであった。しかし、芝居の上演には許可が必要で、許可を得ずに芝居をした場合は役人も含めて罰せられることもあった。

1 『慶応年間 大島郡に於ける白糖の製造』鹿児島県立糖業講習所編

卷五十四

(天保九年十二月)八日、使国上村湊塩戸納科錢三貫文、罪不訴延私為
伊優也、連及叱村吏、

卷七十一

(安政二年正月)自二十二日至于二十六日、使西街市人演劇于内城、祖母
夫人及母夫人・女兄^{波津・多慶}觀之、「種子島家譜」¹

【大意】

卷54

(天保9年, 1838年12月)8日, ^{くにがみ}国上村湊の塩戸(塩を造る家)に, 罰金3貫文を納めさせた。罪は, 役所に届けずに隠れて芝居をしたことである。連座して村役人を叱った。

卷71

(安政2年, 1855年正月)22日から26日まで, ^{にしまち}西街の人々に城内で芝居を上演させて, 祖母夫人(^{しょうじゅいん}松寿院)及び母夫人(当主・種子島久尚の母), 当主の姉(はつ, たけ)がこれを見た。

- 幕末, ^{あくね}阿久根港の砂利撤去のお礼として始まった^{かわみなみ}河南源兵衛による上方浄瑠璃・狂言の無料興行は, 商人たちに浄瑠璃・芝居・狂言を教え, 百姓や浦浜民にまで芝居の目を養わせることとなり, 明治になって多くの素人役者を生んだ。『阿久根市誌』

- 薩摩藩領内の百姓の間で行われた芸能では, 棒踊と太鼓踊が最も多い。そのほか, 東郷町内には鷹踊, 俵踊, ^こ虚無僧踊などがあった。また, 人形浄瑠璃は郷土に受け継がれていた芸能で, 大坂から伝わったとされる。²

- 奄美における闘牛の歴史は古く, 江戸時代にはさとうきびの収穫が終わり, 無事完納できたことを祝って各地で盛んに行われた。闘牛は, 厳しい暮らしの中で, 島民にとって最大の娯楽であった。『南島雑話』³にも, 「闘牛図」が掲載されている。



『南島雑話』

【奄美市立奄美博物館蔵】

「例年八月十五日, 九月九日に有り 島中第一の見物, 倭の相撲芝居の如く, 四里五里の男女集まり群集す」と記されている。

1 鎌倉時代から明治時代までの、種子島家の系譜や関係史料をまとめた歴史書。『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ八』に収載

2 『東郷町文弥節人形浄瑠璃調査報告書』東郷町教育委員会編

3 嘉永2年(1849年)のお由羅騒動に連座して奄美大島に遠島になった薩摩藩士 ^{なげやま}名越時敏(左源太)らによる記録。

2 明治維新後の庶民の暮らし

明治維新による廃藩置県など、政治的には大きな変化があったが、明治6年(1873年)に制定された地租改正条例に基づく測量も、鹿児島県では明治9年によろやく始まるなど、士族の力が強かったこともあり、政治面に比べて社会の変化は遅かった。明治10年の西南戦争は、庶民の暮らしにも大きな影響を及ぼし、明治維新に伴う本格的な社会の変化は西南戦争後となった。

【明治初期】

- 明治初期に鹿児島を訪れた人物の記録には、鹿児島の街の様子が次のように記されている。
「教育関係書留帳」：資料10 (P.143)

- 其屋宇ハ大概平屋ナリ、割烹店ニテ偶々二階ヲ見ル
 - 人民多クハ旧曆ヲ用ウ
 - 二月中旬大門口ヲ廢セリ、該所ハ県下ノ遊郭ニシテ東京及ヒ大坂西京等ヨリ芸妓来リ(中略)、其廢セラル、ヤ之ヲ愁ルモノ僅々ニシテ喜フ者頗ル多シト云フ、而シテ其廢後牛肉店或ハ鰻店ノ類、頗ル榮フ
 - 士族ト平民ノ別嚴然タリ、然トモ近来稍相近ケリト云フ、予之ヲ信セス
 - 該県士族ハ(平民モ)皆習字ヲ能セリ、然トモ皆和様ナリ(後略)
 - 西郷党三千余人、総テ国難アルニ非ンハ出デズト云、日々私学校ニ出テ左氏伝及ヒ三略六韜等ノ講義ヲ聞ク、而シテ睡眠スルモノ多シ
 - 廢刀ノ布令毫モ停滯セス
- (以下略) 「教育関係書留帳」¹【新庄ふるさと歴史センター蔵】

- 明治3年(1870年)、庶民にも公的に苗字を名乗ることが許されたが、付ける人は皆無だった。明治8年、苗字を持つことを義務付ける布告が出されると、門名を基にした苗字があり、その付け方には、以下のようなものがあった。

- ① 門名をそのまま苗字としたもの (例)佐方門→佐方
- ② 門名の一部を省略して苗字としたもの (例)大宮園門→宮園
- ③ 門名の一文字だけをとり、苗字としたもの (例)内屋敷門→内田
- ④ 門名と呼び方は同じであるが、字が異なるもの (例)梶原門→加治原

『加世田市史上巻』

1 明治9年(1876年)に鹿児島師範学校の教員となった山形県出身の北條巻蔵による記録。

● 農民の中には、武士の下で耕作していた立場から独立する者もいたが、小作人として江戸時代の関係を引き継ぐ者もいた。また、鹿児島県では、地租改正の方針が決定されても現物納を続けていたが、農民の間からは金納を求める動きも起きた。

- 武士の家に付属して農業に従事していた人々の中には、明治になって独立する者もいた。明治3年(1870年)6月の史料では、門^{かど}の者が身元を保証して、村の責任者に申請をしている。

口上覚

一 当年四拾四歳 長太郎

右長太郎事、所士族木下甚納右衛門様下人にて御座候処、此節妻子召列白男川村高峯門名子成之内約仕候に付、奉願通御免許被仰付被下候様、被仰上被下度奉頼候、私共門中之故此段申上候、以上

高峯門

市之助(印)

右同門

金左衛門(印)

午六月

御村長衆中

名主衆中

〔士族下人者百姓成願書〕【山崎郷御仮屋文書¹・さつま町宮之城歴史資料センター蔵】

【大意】

口上覚

一 当年44歳 長太郎

右の長太郎は、ここの士族木下甚納右衛門様の下人でしたが、今回妻子と一緒に白男川村の高峯門の名子になるとの内約ができたので、願いの通り免許くださいますよう、お頼み申し上げます。私達の門内のことなので、申し上げます。

高峯門 市之助(印)

右同門 金左衛門(印)

午(明治3年, 1870年)6月

村長様

名主様

- 農民は、武士の生活を維持するため大きな負担を強いられた。明治維新後も、地主と小作人という関係は続き、小作料の現物納入の重い負担に苦しんだ。 【隼人郷土誌】

1 江戸時代から明治初期の山崎郷地頭仮屋及び山崎村役場における日誌などの公文書。鹿児島県指定文化財。

- 他県では早くから金納制度に改めてきたが、本県は昔どおり米を納めさせていたの
で、都城地区の農民達が鹿児島県も早く金納にせよという騒ぎを起し、慌てて金で
納めてよいということになった。¹

● 明治になると食生活でも変化が起き、滋養の高い牛乳の生産も始まった。

- 万延元年(1860年)の常食物比率は、米10%、さつまいも50%、粟30%、蕎麦・麦10%であった。これが明治3年(1870年)には米が20%、さつまいもが40%になり、明治13年には米とさつまいもは30%ずつになっている。

『吹上郷土誌 通史編二』

- 明治4年(1871年)、知識兼雄^{かねお}が現在の鹿児島市吉野町にあった旧藩の吉野牧^{まき}を借用し酪農を開始した。その背景には、イギリス人医師ウィリアム・ウィリスから牛乳搾取業の将来性を説かれたことがあった。知識は、現在の鹿児島市山下町に設立した農事社で牛乳を販売した。

また、知識は県からコンデンスミルクの製造も勧められ、明治5年に資金を借り入れ製造試験を行った。²



知識兼雄(1835-1900)
『鹿児島県酪農史』

(1871年10月4日付)

(前略)野菜と肉類を組み合わせた食事が日本人の健康と体力の促進に最適であり、(中略)したがって、私は政府がその権限を最大限に利用して、住民にミルクとバターの摂取を奨励する努力をすることをお願いします。(中略)

さらに、吉野牧として知られている土地を牛や羊のための牧草地に変えることを、薩摩政府に是非ご検討いただきたくお願いします。吉野牧は鹿児島市に近く、製造されたミルクとバターをその日のうちに売りさばくことができます。

『薩摩政府宛ウィリアム・ウィリスの提案』³【黎明館蔵】

● 明治に入ると、奄美を含む南西諸島でも新しい産業が少しずつ始まったり、生活の変化が起きた。

- 明治元年(1868年)、鹿児島の林安二郎が、三島村の黒島でさとうきびの栽培を試みたが、品質があまり良くなく、数年で廃止された。同じ頃、東郷^{まゆ}という人物が、黒島に自生の桑が多いことに目を付け、養蚕を導入したところ、上質な繭^{まゆ}が生産できたため、その後も継続した。

『三島村誌』

1 『鹿児島県史 第3巻』

2 『鹿児島県酪農史』鹿児島県酪農協同組合連合会編

3 『幕末維新を駆け抜けた英国人医師』大山瑞代訳

- 農民たちは文字の読み書きができない者も多く、島役人たちに頼んで苗字をつけてもらった。郷土格が一字姓であったため、それにあやかり多くは一字姓を用いた。

【龍郷町誌 歴史編】

- 明治4年(1871年)の断髪令の頃は、島民の多くが髪に未練を持ちつづける中、大熊の福チュタという人が真っ先に断髪して“断髪坊ン”と呼ばれた。

【龍郷町誌 歴史編】

- 断髪令が出された際に、亀津の人々は率先して実践し、それが全島に普及していった。「亀津断髪」という言葉は、そのような進取の精神を持った人々を象徴したものである。

【徳之島町誌】

- 薩摩藩では、幕末維新期に廃仏毀釈が行われた。その最大の要因は、藩が寺院に与えていた石高を増大する軍事費に充てるという経済的理由にあったとみられる。また、藩が宗門改など宗教の監督を行うため、他藩で行われた寺請制度(寺が信者と証明する制度)がなく、庶民と仏教の縁が薄かったことも、庶民が廃仏を受容した背景にあったと見られる。

コラム

薩摩藩の廃仏毀釈

国学者 後醍院真柱の影響を受けた第11代藩主 島津斉彬は、寺院の梵鐘を没収し武器の原料にしようとした。これは斉彬の急逝で実現しなかったが、「廃仏は斉彬の遺志」と考えられた。慶応2年(1866年)から廃寺の動きが始まり、慶応4年3月に新政府が神仏分離令を出すと本格化した。さらに翌年、島津家が藩主夫人の葬儀を神式で行うと、島津家が仏教と縁を切ったと人々に受け取られ、激化した。

廃仏毀釈が徹底された理由には、経済的な理由のほか、僧侶の地位が他藩より低く、廃寺で失業した僧侶に対し希望者には教員・官吏などの職を与え生活を保障したことなども挙げられる。明治2年(1869年)11月までに藩内1,066寺が廃絶し、寺の石高15,118石が収公された。また、僧侶2,964人は還俗させられ、一部の者は兵士となった。¹



【後醍院真柱廃寺掛辞令】【黎明館蔵】

1 「鹿児島島の廃仏毀釈について」(『祈りのかたち—中世南九州の仏と神—』)栗林文夫

【西南戦争時】

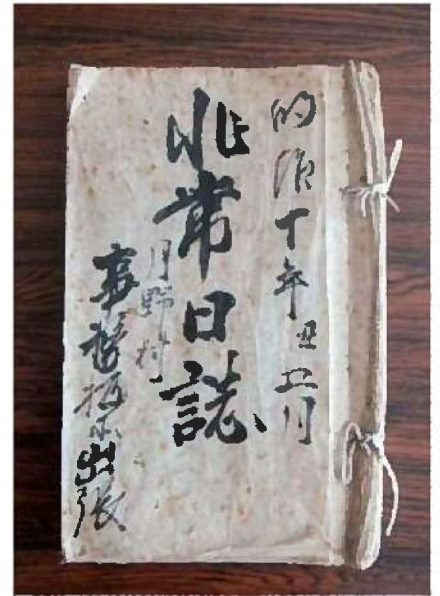
◎ 西南戦争においては、武士だけでなく、庶民も人夫として動員されたり、物品を供出させられるなど、日常生活に大きな影響を及ぼした。特に、戦場となった鹿児島市街地などでは、多くの人が亡くなったり、住居を焼かれたりするなど、極めて大きな被害を受けた。

- 志布志郷月野村（現在の曾於市大隅町月野）では、明治10年（1877年）5月以降、西郷軍から負傷者を村の野戦病院へ搬送するよう、ほぼ毎日依頼があった。また、農兵の募集や、兵糧搬送に用いる馬の割り当て、病院への卵や梅干しなどの提供の割り当てもあった。¹

「月野村非常日誌」：資料11（P.144）

- 西郷軍は、初めは軍夫に金銭を支給していたが、戦いが進むにつれて支払わなくなり、軍夫に出ることができない者には御用金を命じ、苦情を言う者を捕らえたりした。²

「明治10年9月3日付読売新聞」：資料12（P.145）



「月野村非常日誌」【曾於市大隅郷土館蔵】

- 西南戦争では、多くの庶民が軍夫として徴用され、大砲や弾丸運び、炊き出しなどに従事し、多くの命が失われた。生還しても、後日官軍に逮捕されたり、生涯戦傷が残ったり、多くの庶民が犠牲となった。³
- 西南戦争時、波留の河南治助は、辺見十郎太や深見有常の知遇を受け、町人ながら西郷軍のために兵器・兵員を集めたり、戦況偵察や情報連絡など、武士に劣らぬ働きをした。
『阿久根市誌』

◎ 旧藩主 島津家の人々の多くは、中立を守って戦争中は桜島に避難した。しかし、5月に政府軍が鹿児島を制圧する際の戦闘で、鹿児島市街地は戦災に見舞われ、人々は生活に困窮した。そのため、島津久光・忠義父子は、岩村県令へ被災者救護のために私財提供を申し出た。

1 「月野村非常日誌」志布志郷月野村の日記
2 「明治10年9月3日付読売新聞」
3 「明治10年7月17日付読売新聞」

(明治十年)七月九日

- 一 県下暴徒御征討ニ付、人民近在近郷等へ難ヲ避ケ候処、居宅ハ過半兵火ニ罹リ日数モ殆六十日ニ及ヒ糧食等ニ苦候折柄、過日下町モ三分ノ二焼亡シ益飢渴ニ可迫形勢ニ相成、無罪ノ良民此不幸ニ遭ヒ旧情モ有之実以憫然ノ至ニ不堪候、因テ不取敢米代トシテ乍聊金壹万円施行致度近頃御手数ノ至ニ候得共、御職掌ニ付足下へ御依頼申上度候、(以下略)

〔桜島日記〕¹【都城島津邸藏】

【大意】

(明治10年, 1877年) 7月9日

- 一 県下の暴徒を征討するとのことで、市民は郊外へ避難していたところ、住居は半分以上が焼失した。加えて、避難している日数も約60日になり食糧に困っていたところ、先日下町も3分の2が焼失し、一層飢餓の状況が迫ってきた。罪の無い人々がこのような不幸に遭い、気の毒でならない。そこで取りあえず米代として、僅かであるが1万円寄付したい。多忙な中だが、県令の職務なのでお願いしたい。

● 西南戦争で市街の大半が焼失した鹿児島は、困難を伴いつつ復興が進められたことが、以下の新聞記事や史料から分かる。

- 鹿児島は、廃藩置県後も旧藩時代の風潮が残り、反政府の気運が強かった。本格的な近代化は西南戦争後に始まるが、戦争中から数年間にわたってコレラが蔓延するなど、戦後の復興には困難が伴った。²
- 西南戦争では、鹿児島の市街地の多くが焼失たとされる。住宅の再建のため、大きな家には最大300円、小さな家には20円までの融資が行われ、戦後約半年で焼失家屋の約1/3が再建された。³

〔明治11年2月14日付読売新聞〕：資料13 (P.146)

- 鹿児島城下士だった児玉家は、明治11年(1878年)後半になってようやく家の再建を始めた。この時の大工の棟梁は田布施郷(現在の南さつま市金峰町)の土族が務めていた。なお、この時の資金は、政府から支給されていた金禄公債で、児玉家は「年率8分の利子4円」から逆算すると、額面1000円の公債の利子を得ていた。

1 『明治に於ける都城島津家日誌 第一巻』川越明編。桜島に避難していた都城島津家の家臣による日誌。

2 『明治10年10月27日付読売新聞』(「鹿児島県内のコレラ罹患者200人、死者123人」)

3 『明治11年2月14日付読売新聞』

一 (明治十一年十一月)十三日快晴 大工三人参ル 六寸角二間物壹丈物
ハイ手取方并軒込メ貫しつけ方致ス おもと召列 朝飯後小野家 大
野氏へ差越 帰ニ 平へ立寄り 直に 罷帰 昼食後 上之屋敷へな
へ竹切に差越 壹束取得帰ル

当年渡分上半年八分通賞典利子四円 金禄高利子八拾円戸長境田氏
ヨリ□相渡候由ニテ 宗之進持越候事

一 十一月十五日曇 惣大工田布施郷土族西田喜左衛門殿今日ヨリ被参絵
図取方共有之 ハイ杯切込ミ方有之候事 『児玉宗之丞日記 上巻』¹

【大意】

一 (明治11年, 1878年11月)13日快晴 大工が3人来る。六寸角・二間物、
一丈物切込みと軒用の貫の切込みをする。(娘の)お茂登を連れて、朝
飯後、小野家・大野家へ行く。帰りに平之馬場へ立寄り、すぐ帰る。昼
食後、上の屋敷へ苗竹伐りに行き、一束取って帰る。今年の上半期年
利8分の賞典録の利子4円、金禄公債の利子80円を戸長の境田氏から渡
されたとのことで、宗之進が持ってきた。

一 11月15日曇 惣大工(棟梁)の田布施郷土族 西田喜左衛門殿が今日から
来る。絵図面を描いた。梁など切込みをした。

● 鹿児島県では地租改正の動きが全国より遅れ、明治9年(1876年)から地租算定の基
になる土地の測量が始まったが、翌年の西南戦争で中断し、明治11年に完了した。地
租改正後の農村の様子については、以下の郷土誌からその一端が分かる。

- 農民は、地租改正により自分の土地を所有することになり、^{かど}門のしがらみからは解
放された。しかし、地租が物納制度から金納制度に切り換えられたことで、農民自
身が米を売り現金化しなくてはならず、不慣れな商売をすることになった。凶作時は
売る米がなく、豊作時は米価が下落することもあり、気の休まらない日々であった。

『国分郷土誌 上巻』

- 屋久島では、地租改正で大量の山林と原野が登録され、その9割以上が官有地と
なった。その背景には、江戸時代においては山林は藩のものであるとされており、そ
れを地元民のものだとする観念がなかったことがある。また、民有地として地券を受
けると、高額な手数料に加え、地租を毎年負担しなければならないため、消極的な傾
向がみられた。

『上屋久町郷土誌』

1 鹿児島市街居住の士族で、郡や県に勤めた人物の日記。所崎平(鹿児島民俗学会代表幹事)編。

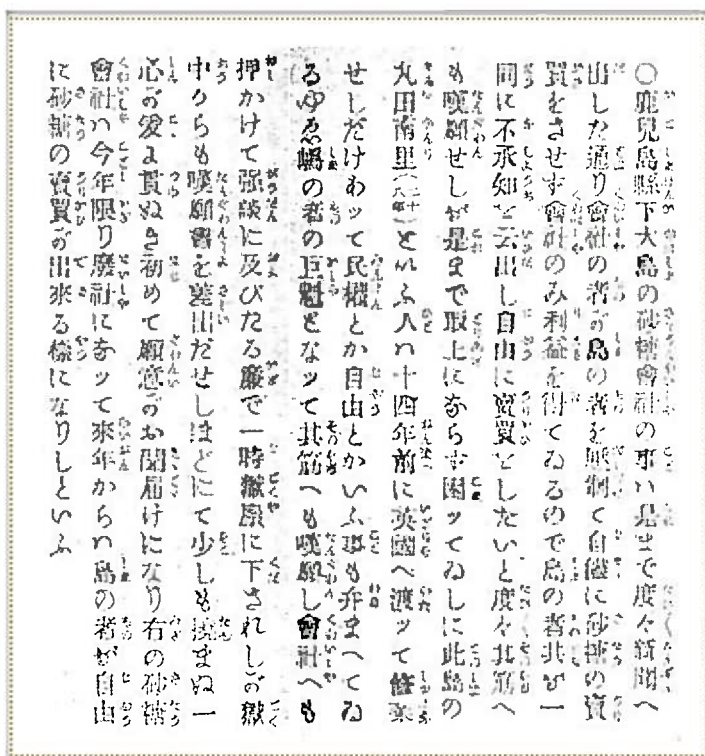
- 鹿児島県では、江戸時代から浄土真宗は禁止されていたが、明治9年(1876年)に解禁され、翌年の西南戦争の後には、信者が急激に増加した。¹

コラム

浄土真宗拡大の背景

明治初年の廃仏毀釈で、薩摩藩の寺院はことごとく廃止された。明治9年に宮崎県が鹿児島県に合併されるに当たり、宮崎県では信教の自由が認められていたため、鹿児島県の禁止政策を宮崎県に実施すると大きな抵抗が起きる可能性があった。そのため、鹿児島県でも信教の自由が布達され、ようやく寺院の再建が始まったものの、廃仏毀釈の打撃が大きく、寺院の復興は進まなかった。そうした状況の下、県外から浄土真宗(一向宗)が鹿児島への布教を展開した。「かくれ念仏」として江戸時代からの信者がいたことや、西南戦争で疲弊した県民が心の拠り所として仏教を求め、浄土真宗を受け入れたことが浄土真宗拡大の背景にあった。

- 奄美では、明治5年(1872年)頃から勝手世運動(黒糖自由売買運動)が起り、イギリスに渡航経験のある丸田南里が明治8年に帰郷し、運動を主導した。明治10年には、県庁に陳情するため奄美から55人が鹿児島に赴いたが、ちょうど西南戦争が勃発したため、目的は達せられなかった。勝手交易(自由売買)が許可されたのは、西南戦争後の明治11年のことであった。²



「明治11年12月7日付東京さきがけ」
 【東京大学法学部附属明治新聞雑誌文庫蔵】
 勝手世運動(黒糖自由売買運動)の顛末について、指導者の丸田南里の経歴等も併せて紹介した新聞記事。

1 「明治12年3月27日付朝日新聞」(「西本願寺大教正 大谷光尊が鹿児島に赴くに当たり、帰依式の証書15万枚を送る」)
 2 「明治前期黒糖自由売買運動(勝手世運動)の検証」(『奄美群島の経済社会の変容』)弓削政己(奄美市文化財保護審議会長)

【明治20年頃】

● 明治22年(1889年)に宮之城村(現在のさつま町宮之城)^{えいしん} 盈進尋常高等小学校に教員として赴任した新潟出身の本富安四郎^{ほんぶ やすしろう}は、『薩摩見聞記』の中で当時の鹿児島の様子を以下のように記している。

- 鹿児島県においては、明治維新後十数年が経っても、士族が議員や公務員などの公職を占めており、地域の指導者的役割を果たしていた。
- 平民は、ごく一部の鹿児島市の商人以外は誠に憐れな状態で、財産も知識も勢力もなく、士族との間には大きな格差がある。維新から20年が経ち、他県では士族と平民の区別は戸籍上のみになったが、鹿児島では未だに名誉の称号として有効であった。



本富安四郎(1865-1912)【黎明館蔵】

- 平民が士族に比べ振るわない理由は、次の二つだと考えられる。
 - ① 資金がない
自給自足が基本のため商業が発達せず、農村も士族が地主で強い。
 - ② 士族の人口が多い
他県に比べて鹿児島県は士族が多いため、平民の力が伸びない。

『薩摩見聞記』:資料14 (P.147)

● 明治18年(1885年)に金久支庁長^{かねく}*として奄美に赴任した新納中三^{にいろ}(薩摩藩家老 新納久脩^{ひさのぶ})は、島民の立場に立って黒糖流通の近代化に努めた。近江商人の阿部彦太郎を奄美に呼び入れ、低利で金融させ、負債に苦しむ島民を救済しようとした。しかし、黒糖流通を独占していた鹿児島商人の画策により、新納はわずか1年で職を解かれた。しかし、その後も島民から“救世の恩人”と慕われた。

新納は、慶応元年(1865年)に薩摩藩英国留学生を引率したが、その際、西洋列強の植民地となり苦しむアジア諸国を見聞した経験が、こうした行動に影響を与えたと考えられる。

* 金久支庁は、大島郡役所から改称された奄美全島を管轄する役所で、新納は初代支庁長として赴任した。翌年には金久支庁は大島支庁と、支庁長は島司と改称された。

3 奄美・琉球と商人

鹿児島は、古くから奄美・琉球・中国と「海の道」と呼ばれる海上交易路によって密接に結ばれており、江戸時代の初めまで、山川、坊津、加世田、京泊（川内）、阿久根、根占、内之浦、志布志などは外国の船も訪れる港町であった。

こうした港には多くの海商がおり、江戸時代を通して奄美・琉球と大坂とを結ぶ海上輸送で活躍した。彼らは、薩摩藩から保護を受ける見返りに多額の献金を行うことで、藩の財政を支えた。

- 文化14年(1817年)の「三津分限帳 諸国大福帳」(全国長者番付)には、江戸、大坂、京都という三都以外の地方商人の中で、大関に指宿の湊太左衛門(浜崎太平次)、関脇に高山の波見(本姓は重)政右衛門、前頭に鹿児島の長崎武右衛門、重野新左衛門などの海商の名前が見られる。



「三津分限帳 諸国大福帳」(部分)【国文学研究資料館蔵】

「三津分限帳 諸国大福帳」:資料15 (P.148)

- 調所広郷による天保の改革では、藩内各地(前之浜、指宿、山川、坊津、加世田、川内、阿久根、出水、波見、柏原等)の商人に船を造らせ、奄美の黒糖や非常時の兵糧・弾薬など藩の物資を運搬させた。¹

1 『薩摩藩対外交渉史の研究』徳永和喜(西郷南洲顕彰館長)

<幕末期の薩摩藩内の主な海商>

阿久根の海商 河南家の史料である「道之島船賦^{ふなづかり}」には、幕末期の主な海商とその持船が記されている。そのうち、持船2艘以上は次のとおりである。

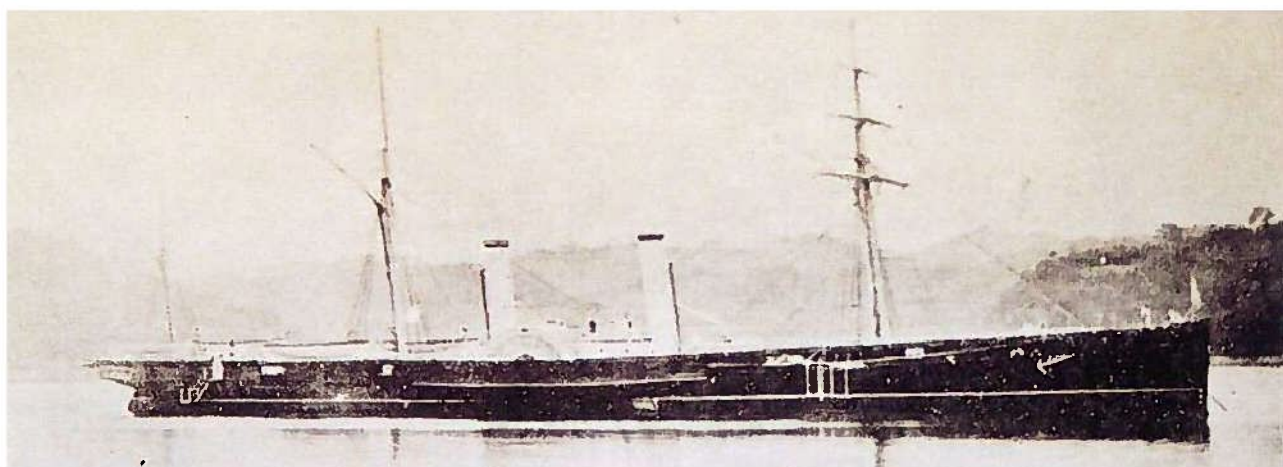
- ・ 下町^{しもまち} (鹿児島城下)……………坂元為次郎 (7 艘), 川井田平兵衛, 林徳左衛門, 山岡藤右衛門, 矢野幸兵衛, 林太郎, 松田岩次郎, 酒匂善次郎, 藤田藤次郎 (以上 2 艘)
- ・ 柏原^{くしら} (東串良)……………田辺覚之丞 (6 艘), 甚兵衛 (3 艘)
- ・ 波見 (高山)……………重新左衛門 (5 艘)
- ・ 上町^{かんまち} (鹿児島城下)……………鬼塚善兵衛 (3 艘)
- ・ 指宿……………浜崎太平次 (8 艘), 黒岩藤一郎 (3 艘)
- ・ 山川……………勢左衛門, 河野覚兵衛 (以上 3 艘)
- ・ 阿久根……………河南源兵衛 (3 艘)

『阿久根市誌』を基に作成

● 薩摩藩の商人としては、次のような人物がおり、奄美や琉球との海上輸送に活躍し、藩財政に貢献した。

- ・ 指宿の海商 浜崎家の 8 代太平次^{たへいじ}は、藩や琉球の産物を江戸、大坂、長崎に送り巨利を得て、那覇、長崎、大坂、箱館等に支店を置き、商圈を全国に拡大した。

10代太平次は、薩摩藩がミニエー銃を購入するに当たり2万両、軍艦 春日丸を購入するに当たり代金16万両のうち頭金8万両を献金するなど藩財政に貢献した。また、薩摩藩英国留学生の派遣費用も提供したと言われる。しかし、明治維新後は、廃藩のため藩に貸した資金を回収できず、また、所有船の沈没もあって、浜崎家は没落した。¹



軍艦 春日丸『薩藩海軍史 下巻』

慶応3年(1867年)、薩摩藩が長崎でイギリスから購入し、戊辰戦争では兵士や武器の輸送に活躍した。

1 『海上王 浜崎太平次伝』宮里源之丞, 沢田延音編

- 阿久根商人の河南家は、記録が残る文政8年(1825年)以降、ほぼ隔年で琉球と薩摩間の海上輸送に従事していた。琉球からは1隻あたり約200トン前後の黒糖を、鹿児島からは米のほか、昆布、茶、牛馬皮を運搬した。昆布は蝦夷地(現在の北海道)沿岸の産物で、北前船により西国に運ばれ、さらに薩摩を経て琉球に運ばれた。嘉永6年(1853年)に琉球が中国に派遣した朝貢(定期的に中国へ貢ぎ物を献上すること)船は昆布を285,200斤(約171.1トン)運んでおり、他方、中国から琉球へもたらされる漢方薬も薩摩藩へ運ばれて、藩に大きな利益をもたらした。¹

このように、薩摩藩は蝦夷地から中国に至る東アジアの経済圏における貿易ループ上に位置し、重要な役割を果たした。これは河南家など、薩摩藩の商人が活躍した成果であるといえる。

- 山川の代表的な海商として、勢左衛門と河野覚兵衛が挙げられる。安政2年(1855年)頃の史料とされる「道之島船賦」によると、勢左衛門の所有船は3艘・51反帆、河野覚兵衛の所有船は3艘・38反帆であり、琉球や奄美の黒糖などの特産物の運送を担った。山川港は、藩の港という性格に加え、地元の海商の活躍で賑わった。
『山川町史 増補版』



8代河野覚兵衛
【個人蔵】

- 高山郷の波見(重)家は、全国でも有数の海商であった。藩の管理の下、琉球や奄美などを結ぶ海運業を展開した。

戊三月廿三日

一 重新左衛門新造船、大島下り出帆改之願申出致改方候、左候て船主ヨリ招に付、竹下次郎右衛門殿・能勢彦助殿・東條助左衛門殿・小山田勘兵衛殿・南郷覚右衛門殿・此方・弥八郎差越候、
『守屋舎人日記 第九巻』²

【大意】

戊(文久2年, 1862年)3月23日

一 重新左衛門から、新造船が大島に出航するに当たっての検査の願い出があったので検査を行った。船主(重新左衛門)からの依頼で、(津口番所役人の)竹下次郎右衛門殿、能勢彦助殿、(廻勤横目の)東條助左衛門殿、(締方横目の)小山田勘兵衛殿、(唐物締方の)南郷覚右衛門殿、自分と弥八郎が出向いた。

1 「薩摩阿久根・河南家の琉球海運」(『周縁の文化交渉学シリーズ8 天草諸島の歴史と現在』)松浦章(関西大学名誉教授)
2 高山郷の上級武士で、郷士年寄(郷の責任者)を務めた守屋舎人の日誌。秀村選三(九州大学名誉教授)校註。

- 薩摩藩の天保の改革に協力した大坂商人の高木善助は、文政11年(1828年)から天保9年(1838年)まで6度にわたって鹿児島に滞在している。その紀行文である「薩陽往返記事」¹には、往復の途中に東郷郷(現在の薩摩川内市東郷町)の商人である田代家をしばしば訪問し、紙の商談をしたことや、訪問した際に酒や料理が振る舞われたことが記されている。田代家は、琉球との交易にも出資したと言われている商人であった。

文政十二年十一月十一日 晴天

(前略)東郷といふ町に、田代といふ方に用事あれば、小舟一艘かりて川内川をさかのぼる、西岸の風景よし。(中略)扱、東郷にて用談すみ、酒飯出て、四つ時舟に乗りて川内に帰る。(以下略)

天保二年三月十日 晴天

今日田代がたにとうりう。朝はなし合すみて、鹿児島相良周左衛門殿弟折ふし参居られ対面。四つ時東郷紙買圓座へ参り、御見聞役伊勢殿其外買圓座の役々へ対面。(以下略) 「薩陽往返記事」¹

【大意】

文政12年(1829年)11月11日 晴天

(前略)東郷という町の、田代という家に用事があったので、小舟を一艘借りて川内川を遡った。西岸の風景は良い。(中略)さて、東郷での用談が済み、酒と料理が出て四つ時(午後10時頃)舟に乗って川内に帰った。

天保2年(1831年)3月10日 晴天

今日、田代家に逗留。朝のうちに話し合いは済んで、鹿児島の相良周左衛門殿の弟がちょうど来られたので面会した。四つ時(午前10時頃)に東郷の紙買圓座^{かみかいまどめ}へ行き、御見聞役の伊勢殿そのほかの買圓座の役職の方々と面会した。

- 第11代藩主 島津斉彬は、長崎に向かうオランダ船を琉球に寄港させ、貿易をする許可を幕府から内々に取り付けた。さらに、このオランダ船を奄美大島にも寄港させ、奄美でも貿易をする構想を持っていた。

1 『日本庶民生活史料集成 第二巻』に記載

(丁巳八月十九日)

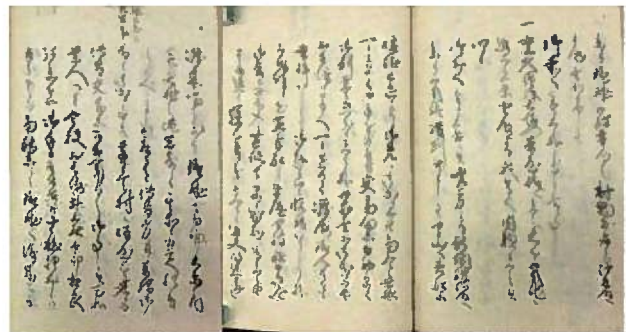
(前略)駿州被申には、中山へ夷船等碇泊公辺より御免に相成候上は、当今之世振一日も早く御手を被召付交易向等相初、早く御利益も過分に有之候様御所置不相成候ては不相濟事ゆへ、一日も早く渡海、琉人共をも諭解いたし、御趣意に悦服いたし候様可取計、尤蒸気船も此涯四艘程御取入之御含に被為入候、其段は早承知も為有之由、是以速に運を付候義専一に候、且又以来年々渡来場之義は琉球は勿論、大島之内華天村之港宜敷に付、其所に相定猶取しらべ可申出、左候は伝習方に付万端御為に相成候事共、華天村に仮屋を建候て伝習交易等可相開と之御事に候、(以下略)

「市来四郎日記」【黎明館蔵】

【大意】

(安政4年, 1857年8月19日)

(前略)(新納)駿河がおっしゃるには、琉球へ外国船等が停泊することは公儀(幕府)から許可を得た上は、現在の世の動きから一日も早く手を付けられて、交易なども始めて早く利益もより多く得られるように処置をしなければならぬので、一日も早く琉球へ渡海して、琉球の人々へ説諭して、薩摩の趣旨に(琉球の人々が)喜んで服従するように取り計らわなくてはならない。もっとも、蒸気船をこの際4隻ほど(藩に)取り入れる考えがおありになる。このことは前から承知しているとのことで、これにより速やかに運を身に付けることが重要である。さらに今後、毎年(外国船が)渡来する場所は琉球は勿論、大島の華天村(現在の瀬戸内町花天)の港がよいので、その場所を(拠点と)定めてなお調査して報告させる。そうすれば、学習(留学)にも全てためになるなど、華天村に役所を建て学習などを開始すべきとのことである。



「市来四郎日記」【黎明館蔵】
大島での貿易構想の部分

- 鹿児島城下の川崎正蔵^{しょうぞう}は、嘉永6年(1853年)から浜崎太平次の長崎支店で藩産物の売買に従事した後、文久3年(1863年)には大坂蔵屋敷の用達^{ようたし}(出入商人)を命じられた。明治初年には、藩庁に洋式帆船購入を提案、藩産物を大坂に輸送して巨利を得た。また、明治6年(1873年)に大蔵省から琉球国産取調を命じられ、この時、前島密^{ひそか}から琉球への郵便船の航路設置を依頼された。これはいち早く郵便制度を導入し、琉球の帰属を確定することを目的としていた。後に川崎は造船業に進出し、明治13年には神戸を拠点に川崎造船を開設した。

4 近代化に貢献した技術者

薩摩藩では、調所^{ずしよ ひろさと}広郷の改革期から近代化の動きが始まった。第11代藩主 島津斉彬は、藩主になると同時に鹿児島で近代化政策を展開し、集成館と呼ばれる当時日本最大規模の工場群を磯地区に建設した。集成館では、在来の技術を応用しながら、西洋の近代的な技術も導入して、製鉄、製砲、造船、紡績等、様々な産業が興された。

藩内外から集められた蘭学者や技術者に加え、薩摩焼の陶工や石工などの名もなき職人たちの努力もあり、日本の産業革命の礎を築くことができた。

- 薩摩藩では、第10代藩主 島津^{なりおき}斉興が西洋の産業技術を取り入れる動きを始めた。銃砲製造の^{いせいほう}鋳製方のほか、ガラス製造のため江戸切子の職人が招かれ、中村製薬館（現在の鹿児島市鴨池に設けられた薬やガラス製の薬瓶を製造する施設）が弘化3年（1846年）に設置された。ガラス製造は、次の藩主である斉彬の集成館事業でさらに発展した。

【在来技術の活用】

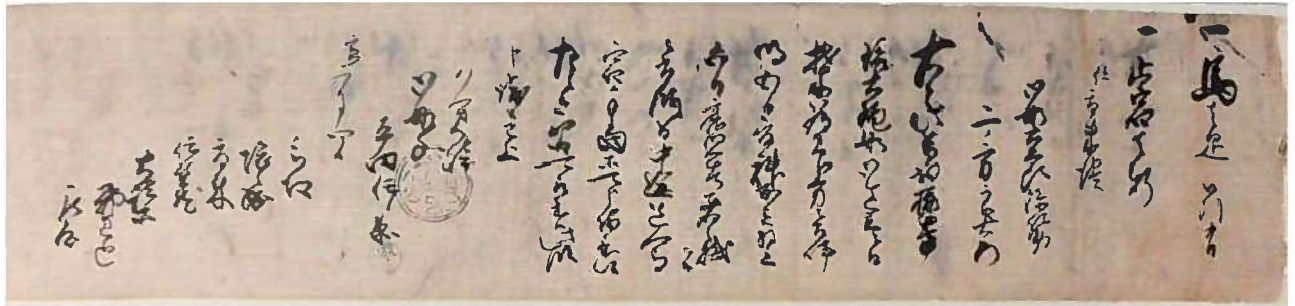
- 集成館事業の反射炉建造においては、耐火レンガ（朝鮮由来の薩摩焼陶工の技術）や石組み（中国由来の石工の技術）など、古くからアジアとの交流が盛んであった薩摩に蓄積された在来技術が寄与したことなどが、近年の科学技術史等の研究で判明しつつある。
- 集成館事業には、鹿児島の優秀な在来技術の存在が不可欠であった。例えば、大量の鉄を溶かして大砲を鋳込むための施設である反射炉の堅牢な基礎には石工の技術が、耐火レンガの製造には薩摩焼の技術が応用され、溶鋳炉の稼働は薩摩独特の水車吹子^{ふいご}や製鉄技術がこれを支えていたことが知られている。

集成館事業は、「明治日本の産業革命遺産群」の構成資産として平成27年（2015年）に世界文化遺産に登録された。その意義は、鹿児島の近代化が単に西洋のモノマネではなく、長い時間をかけてこの地に蓄積されていた技術と人々のためまぬ努力の結果であったことが証明され、世界的に認められたことにある。¹

1 田村省三(尚古集成館長)

- 薩摩藩では、郷土の中に副業を持つ者もいた。高江郷久見崎村（現在の薩摩川内市久見崎）の郷土であった二ノ方良右衛門は、船大工でもあった。島津斉彬は、嘉永5年（1852年）に幕府へ洋式帆船としての琉球大砲船の建造を願い出、翌年許可を得て起工し、二ノ方にも参加を命じた。琉球大砲船は、安政元年（1854年）に竣工し、昇平丸と名付けられて幕府に献上された。

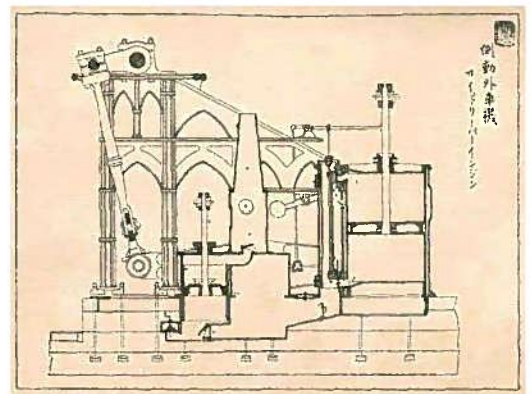
その後、二ノ方は幕府が設立した長崎海軍伝習所で造船技術を学ぶことを命じられた。この時に二ノ方が書き取った講義録には、日本の在来工法と比較する書き込みも見られ、在来の技術を活用しながら洋式軍艦の建造に当たろうとしていたことが分かる。



「手形」【二ノ方良右衛門関係史料・薩摩川内市川内歴史資料館蔵】
琉球大砲船（「琉大砲船」と表記）建造に参加を命じた文書

「二ノ方良右衛門講義録」：資料16 (P.149)

- 島津斉彬は、世子時代から蒸気機関に関心を示し、蘭学者の箕作阮甫にオランダ人フェルダムの蒸気機関に関する著書の翻訳を依頼し、『水蒸船説略』として完成させた。嘉永4年（1851年）の藩主就任後は、江戸と鹿児島で本格的な研究を行わせ、宇宿彦右衛門や市来四郎らは、船大工、鍛冶、鋳物師等の協力を得ながら試行錯誤を繰り返し、安政2年（1855年）に日本最初の蒸気船である雲行丸を完成させた。



「雲行丸機械図」『薩藩海軍史上巻』

安政5年に鹿児島を訪れたオランダ海軍士官カッテンディーケは、実際の蒸気機関を見ることなく図面だけを頼りに蒸気船を建造した薩摩藩の技術者たちを賞賛している。

一度も実際に蒸気機関を見たこともなくして、ただ簡単な図面をたよりに、この種の機関を造った人の才能の非凡さに、驚かざるを得ない。我々オランダ人でも、蒸気機関の働きに、十分の理解を持つまでになるには、並み大抵の苦勞ではないではないか！ カッテンディーケ『長崎海軍伝習所の日々』¹

1 平凡社 東洋文庫26に収載

【人材登用】

◎ 島津斉彬は、西洋列強に対処するため、近代化が急務であると考えていた。そのためには、身分を問わず優秀な人材を結集させることが必要であると認識しており、近代化に必要な知識や技術を持った人材を藩内外から広く集めて、集成館事業を進めた。

- 三田藩（現在の兵庫県三田市周辺）の藩士であった医師の川本幸民は、藩から江戸遊学を命じられ、化学や物理学に関する研究を深めた。その能力を高く評価した島津斉彬は、弘化2年（1845年）から蘭書の翻訳を依頼し、安政4年（1857年）に三田藩主と交渉して薩摩藩籍とし、江戸藩邸で様々な研究を行わせた。この際、同じく幕府の蕃書調所に登用されていた、薩摩藩の医師で科学者でもあった松木弘安（後の寺島宗則）と協力して、写真術の研究などにも当たった。



川本幸民(1810-1871)
【日本学士院蔵】

- 土佐国（現在の高知県）の漁師であった中浜万次郎（ジョン万次郎）は、天保12年（1841年）に遭難したところをアメリカの捕鯨船に救助され、船長の養子となってアメリカで教育を受けた。帰国のため嘉永4年（1851年）に琉球に上陸した万次郎は、薩摩藩の役人から取り調べられ、鹿児島に送られた。万次郎は、島津斉彬に海外の情勢を説明し、その際、斉彬から西洋の造船についても説明するよう命じられた。万次郎が伝えた方法を基に田原直助らの薩摩藩の技術者や船大工は、安政元年（1854年）に小型の洋式船「越通船」を建造した。この船の外観は和船であったが、内部には肋骨（キール）が設置されるなど洋式船の構造であった。この越通船に蒸気機関を設置したのが、薩摩藩が日本で最初に建造した蒸気船の雲行丸である。

- 集成館事業を進めるに当たり、藩外からも大和国（現在の奈良県）出身の石河確太郎をはじめとする優秀な学者・技術者が招へいされた。石河は、反射炉の建設、大砲の鋳造、蒸気船の建造等の事業において重要な役割を果たした。紡績についても造詣が深く、イギリスからの紡績機械の輸入を提案し、それを踏まえて、薩摩藩は日本初の近代紡績工場である鹿児島紡績所を設置した。

維新後も、明治政府の技師として富岡製糸場（平成26年、世界文化遺産登録）などの技術指導に当たり、我が国の産業の近代化に大きく貢献した。



石河確太郎(1825-1895)
【尚古集成館蔵】

- 石河確太郎の登用は、江戸の蘭学者である杉田成卿^{せいけい}の下で学んだ竹下清右衛門など薩摩藩の技術者が、島津斉彬に具申して実現した。薩摩藩から藩外に遊学した人々は、各地の様々な人物とネットワークを築いた。このネットワークが薩摩藩の近代化に果たした役割も大きかった。

(安政四年)閏五月廿八日

一 石河確太郎

右は反射炉方并蒸気船方鑄製方へも御用之節々罷出候様被仰付候事、右之通今日被仰付候段被申遣候、於我等初より周旋いたし御抱相成候様申上置候処安心いたし候、元来高取藩高家之人にて江戸へ出蘭学修行有之、一昨年御抱之御内約有之当地へ被下居候処、少々混雑、讒者も不少、御返しに可相成ものに候処、我等より頻に建言もいたし候、元は石井充太郎と申、爰元へ参候て山田正太郎と仮に名乗、此度石河確太郎と改名にて候、我等は親類分にて殊に交も深く候、(以下略)

【市来四郎日記】【黎明館蔵】

【大意】

(安政4年, 1857年)閏5月28日

一 石河確太郎

右の者は反射炉方並びに蒸気船方と鑄製方でも御用のため出仕するように仰せつけられた。右のように今日仰せつけられたことを申し伝えた。私が最初から段取りをして(藩に)採用されるよう建言していたので安心した。元は(大和国)高取藩の高家の人で、江戸に出て蘭学の修行をしていた。一昨年(薩摩藩で)採用する内約ができ、こちら(薩摩)に下ってくるはずだったが、色々問題が生じ、(石河を)批判する者も少なからずいて、(高取藩に)返すべき所だったが、自分が何度も(採用を)建言した。元は石井充太郎と言い、ここ(薩摩)に来て山田正太郎と仮に名乗り、この度石河確太郎と改名した。自分は親類同様に特に深く交際している。



薩州鹿兒島見取絵図

【武雄鍋島家資料・武雄市蔵】

安政4年(1857年)、薩摩藩を視察に訪れた佐賀藩士 千住大之助が描いた集成館の絵図

- 島津斉彬は集成館を視察した際、蒸気船の建造に要した5000両の費用を「人々の目を開かせることができたのだから、わずかな額である」と述べ、薩摩藩が蒸気機関を開発することの重要性を強調した。

(丁巳閏五月十五日)

(前略)夫より我等掛り之蒸気船御見分御乗入被遊候、(中略)

御乗入直に機具之辺御見分、我等御答申上候、御小納戸井上庄太郎にも機関之所へ被参候、尤此機関は寸法旁不宜所不少、迎も御用立程合は無覚束段詳に申上候、左も可有之、初発之品は何も其通之ものに候、然し是にて人々ケ様之ものと云事を知り候間、其益又不少と御沙汰被遊候、船之末之間へも御入り御見分被遊候、其時入目は七八千両ハ入りたるならんと被仰候間、夫程には無御座、五千両程も御座候半と申上候処、僅計之事に候、五千両にて衆人之目を開かせ候間、無此上事なりと御意被遊候、

「市来四郎日記」【黎明館蔵】

【大意】

(安政4年，1857年閏5月15日)

それから私(市来四郎)が担当した蒸気船の視察のため乗船された。(中略)

お乗りになってすぐ機械の辺りを御見分になり、私もお答え申し上げた。小納戸役の井上庄太郎も機関の所へ来た。しかしながら、この機関は寸法などが良くないところが少なからずあり、御用に立つか自信が無いことを詳しく申し上げた。(斉彬は)「そういうこともあるだろう。初めての開発品はどれもこのようなものだ。しかし、これ(この蒸気船)で人々にこのようなものということを知らせることができれば、この利益は少なくない」とおっしゃった。船尾にもお入りになり見分され、その時「経費は7000～8000両になっただろう」とおっしゃったので、「それほどにはなりません。5000両ほどでしょう」と申し上げたところ、(斉彬は)「わずかばかりの額だ。5000両で人々の目を開かせることができたのだから、この上ないことだ」とおっしゃった。

● 藩の主要な財源の一つであった砂糖の生産地である奄美には、慶応元年（1865年）に藩とグラバー商会が共同で経営する白糖工場が設置された。工場には蒸気機関による白糖製造機械が設置され、イギリス人技術者が滞在した。この白糖工場は金久村（現在の奄美市名瀬金久町）を初め、西方（現在の瀬戸内町）久慈村、宇検方（現在の宇検村）須古村、龍郷方（現在の龍郷町）瀬花留部村の4か所に設置され、慶応2年から久慈村では5年間、それ以外の村では3年間操業した。比較的短期間で操業を停止した理由として、暴風雨で工場が被害を受けたことや、原料や燃料の搬入が難しかったことなどがあった。ちなみに、磯地区の鹿児島紡績所の操業開始は慶応3年5月とされているため、薩摩藩内で最も早く蒸気機関を用いた工場での生産活動が行われたのは、奄美の地であった。



白糖工場跡出土のレンガ【奄美市立奄美博物館蔵】

このように、薩摩藩が外国人を招へいして先進的な産業技術の導入を図ったことは、後に明治政府が行った「お雇い外国人」の制度の先駆けとも言えるものであった。¹

コラム

薩摩藩の集成館事業から日本の近代化へ

製鉄

安政元年（1854年）、薩摩藩は洋式高炉による製鉄に成功した。その知識・経験は、薩摩藩の技術者 竹下清右衛門らによって南部藩（現在の岩手県）藩士 大島高任に伝えられ、大島は安政5年、釜石で洋式高炉による製鉄に成功した。その技術は、明治34年（1901年）に操業を開始した官営八幡製鉄所に引き継がれた。

造船

幕末、長崎の商社を通じて購入された洋式船は、中国で使用されていた古船が多く、故障が絶えなかった。そこで、薩摩藩家老 小松帯刀や五代友厚は、イギリス人のトーマス・グラバーとともに、慶応2年（1866年）、長崎の小菅に修船場を造る計画を立て、明治元年（1868年）に実現した。その後、小菅修船場は、幕府の建設した長崎製鉄所に吸収され、長崎造船所へと発展した。

紡績

薩摩藩は、慶応3年（1867年）に日本初の近代紡績工場である鹿児島紡績所を設置し、明治3年（1870年）には堺紡績所を設置した。これらの事業に重要な役割を果たした石河確太郎は、明治政府が明治5年に建設した富岡製糸場でも蒸気動力の技術指導に当たるなど、我が国の産業の近代化に大きく貢献した。

『かごしまタイムトラベル 日本の近代化の歴史を訪ねる旅』（鹿児島県発行）を参考

1 弓削政己（奄美市文化財保護審議会長）